

第一章
序論

第一章 序論

1-1 本研究の背景

現在日本では、一人一日あたり約 600 g の家庭ごみが排出されている。

だが、日本は国土が狭小なため最終処分場が逼迫し、さらに廃棄物処理費用が膨大となり市町村にとって大きな負担となる問題がある¹⁾。

この問題の解決方法の 1 つとして、「家庭ごみ有料化」が挙げられる。

家庭ごみ有料化とは、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することにより市民のごみ減量やリサイクルへの意識を高め、ごみの発生抑制を図る手法である。

その利点としては、減量効果の期待や受益と負担の不公平の解決、環境意識・コスト意識の変革やリサイクルの促進²⁾などが挙げられる。

だが、家庭ごみ有料化は住民に新たな経済的負担を求める施策であるため、手数料収入の用途について、行政は住民にきちんと説明する必要がある³⁾。

特に現在は不景気であり、経済的に厳しい市民が多いため、手数料収入の用途の公開を市民は強く望んでいるだろう。

しかし、家庭ごみ有料化における方法や効果は、財団法人東京市町村自治調査会編の「家庭ごみ有料化導入ガイド」¹⁾や山谷修作・篠木昭夫著「実践・家庭ごみ有料化－制度設計と合意形成プロセス-」³⁾などで先行研究されているが、家庭ごみ有料化における手数料の用途は詳細に研究されていない。

しかしながら、今後の更なる家庭ごみ有料化の普及のため、手数料の用途を調査することは重要である。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 点である。

- ①家庭ごみ有料化の手数料用途の実態を把握すること。
- ②家庭ごみ有料化の手数料用途の情報公開を把握すること。

1-3 本研究の意義

本研究の意義は、家庭ごみ有料化の手数料用途の実態及び情報公開を把握することで、より効果的な家庭ごみ有料化を検討する参考になることである。

1-4 本研究の方法

本研究の目的を以下のような方法で達成する。

①基礎情報収集

環境省 HP「廃棄物処理技術情報」⁴⁾に掲載されている一般廃棄物処理実態調査結果と山谷修作の HP⁵⁾を基に調査対象を決定し、文献やインターネットを用いて有料化実施市の基

礎情報を収集する。

②ヒアリング調査

家庭ごみ有料化実施市の実施実態を把握しアンケート票の質問項目を決定するため、予備調査として調査対象の一部にヒアリング調査を行う。

③アンケート調査

②ヒアリング調査の結果を基にアンケート票を作成し、調査対象 155 市に対しアンケート調査を行う。

④分析・考察

これまでの調査結果を基に、「家庭ごみ有料化における手数料用途の実態について」「家庭ごみ有料化における手数料用途の情報公開について」の 2 点について分析し、考察する。

1-5 本研究の構成

第一章 本研究の背景、目的、意義、方法、構成、用語 の紹介による序論。

第二章 家庭ごみ有料化の取り組みについて説明する。

第三章 家庭ごみ有料化における手数料用途の実態及び情報公開に関する調査方法を説明する。

第四章 アンケート調査によって明らかになった家庭ごみ有料化における手数料用途の実態について記述する。

第五章 アンケート調査によって明らかになった家庭ごみ有料化における手数料用途の情報公開について記述する。

第六章 本研究の結論をまとめる。

1-6 本研究の用語

■家庭ごみ

「家庭ごみ」とは、生活系のごみの中でも「可燃ごみ」に限定したものを示す。

■有料化

「有料化」とは、排出量に応じて処理費用の一部を「指定袋」の手数料を徴収することにより負担する手法⁶⁾である。

<参考文献>

1)財団法人東京市町村自治調査会編：家庭ごみ有料化導入ガイド，日報出版(2002)

2)ごみっと・SUN28 号：特集ごみ有料化をどう考えるか!

< <http://www2u.biglobe.ne.jp/~GOMIKAN/sun2/sun28e.htm> >，2011-01-17

3)山谷修作，篠木昭夫著：実践・家庭ごみ有料化－制度設計と合意形成プロセス－，環境産業新聞社(2005)

- 4)環境省：廃棄物処理技術情報 廃棄物処理の現状と科学研究
<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html>, 2010-09-21
- 5)山谷修作：自治体アンケート調査 全国都市家庭ごみ有料化実施状況(2010年10月現在)
<<http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>>, 2010-11-16
- 6)山谷修作：ごみ有料化, 丸善株式会社 (2007)

第二章
家庭ごみ有料化の取り組み

第二章 家庭ごみ有料化の取り組み

2-1 はじめに

この章では、家庭ごみ有料化の取り組みについて説明する。

2-2 家庭ごみ有料化について

2-2-1 家庭ごみ有料化の背景

近年、最終処分場の埋立容量の逼迫に直面する地方自治体が増加し、ごみ減量への取り組み強化が迫られている¹⁾。

その中で、家庭ごみ有料化が減量推進のための有効な手段の1つであるとの認識が高まってきた。

これを受け、2005年5月に国の廃棄物処理基本方針が改正され、地方公共団体の役割について、有料化を推進すべきであるとの方針が初めて示された¹⁾

このように、家庭ごみ有料化の更なる促進が望まれている。

2-2-2 有料化の目的

有料化の主たる目的は、「ごみ減量・リサイクル推進」「減量する人としらない人の公平性の確保」にある¹⁾。

また、副次的な目的としてごみ減量や分別に対する住民の意識改革、ごみ減量・リサイクル・適正処理に要する費用をまかなうための収入の確保などがあげられる¹⁾。

2-2-3 家庭ごみ有料化実施市数

環境省HP「廃棄物処理技術情報」²⁾に記載されている平成21年度調査結果によると計429市が家庭ごみ有料化を実施している。

下記の表2-1は家庭ごみ有料化を実施している市数を示している。

表 2-1 家庭ごみ有料化実施市数

家庭ごみ有料化実施市数			計
完全有料	一部有料	収集なし	
385	17	27	429

2-2-4 家庭ごみ有料化の普及率

全国には786の市が存在し、そのうち家庭ごみ有料化を行っている市は429市である²⁾。

つまり、全国の市における家庭ごみ有料化の普及率は約55%と半数以上を占めている。

2-2-4-1 県別の家庭ごみ有料化普及率

次の表 2-2 は環境省 HP「廃棄物処理技術情報」²⁾に記載している計 429 市の県別の家庭ごみ有料化普及率を示したもので、鳥取県・島根県・沖縄県の 3 県で有料化普及率が 100%と、最も高いことがわかる。一方で、有料化普及率が最も低い県は岩手県・宮城県・福島県・埼玉県・山梨県の 5 県であり、普及率は約 15.4%であった。

表 2-2 県別の家庭ごみ有料化普及率

県	有料化普及率(%)	県	有料化普及率(%)
北海道	85.7	三重県	28.6
青森県	40	滋賀県	61.5
岩手県	15.4	京都府	53.3
宮城県	15.4	大阪府	54.5
秋田県	46.2	兵庫県	41.4
山形県	69.2	奈良県	50
福島県	15.4	和歌山県	77.8
茨城県	34.4	鳥取県	100
栃木県	35.7	島根県	100
群馬県	16.7	岡山県	80
埼玉県	15.4	広島県	42.9
千葉県	50	山口県	61.5
東京都	80.8	徳島県	62.5
神奈川県	21.1	香川県	87.5
新潟県	80	愛媛県	72.7
富山県	80	高知県	90.9
石川県	63.6	福岡県	96.4
福井県	22.2	佐賀県	100
山梨県	15.4	長崎県	92.3
長野県	63.2	熊本県	92.9
岐阜県	71.4	大分県	85.7
静岡県	34.8	宮崎県	44.4
愛知県	27	鹿児島県	36.8
		沖縄県	100

2-2-4-2 地方別の家庭ごみ有料化普及率

下記の表 2-3 は家庭ごみ有料化普及率を「北海道」「東北」「関東」「中部」「近畿」「中国」「四国」「九州」の 8 つの地方別に示したもので、最も普及率が高いのは北海道の「85.7%」であり、最も普及率が低いのは東北地方の「33.3%」であった。

なお、東北地方の普及率が最も低い理由は、表 2-4 のように 6 つの県のうち 3 つの県の普及率が「15.4%」と全国でみても最も低い値であるからである。

表 2-3 地方別の家庭ごみ有料化普及率

地方	有料化実施市数	市数	有料化普及率(%)
北海道	30	35	85.7
東北	25	75	33.3
関東	67	178	37.6
中部	80	163	49.1
近畿	63	125	50.4
中国	38	54	70.4
四国	30	38	78.9
九州	96	118	81.4

表 2-4 東北地方における有料化普及率

	県	有料化実施市数	市数	有料化普及率(%)
東北地方	青森県	4	10	40
	岩手県	2	13	15.4
	宮城県	2	13	15.4
	秋田県	6	13	46.2
	山形県	9	13	69.2
	福島県	2	13	15.4

2-2-5 家庭ごみ有料化の徴収方法

家庭ごみ有料化の手数料の徴収方法は、定額制と従量制と分けられ、さらに従量制では単純方式・超過量方式・二段階方式の3つに分類される³⁾。

なお、下記の表 2-5 は環境省 HP「廃棄物処理技術情報」²⁾を基に、2-2-3 家庭ごみ有料化実施市数で述べた家庭ごみ有料化実施市の徴収方法を示している。

表を見てみると、「単純従量型」を徴収方法とする市が 353 市と、最も多いことがわかる。

表 2-5 家庭ごみ有料化実施市の徴収方法 (n=429)

単純従量型	多段階 従量型	超過量 従量型	負担補助型	少量定額・ 多量従量型	定額型	その他	不明
353	8	29	1	0	7	1	30

2-3 まとめ

・家庭ごみ有料化は、近年の最終処分場の埋立容量の逼迫等の問題からごみ減量への取り組み強化が迫られる中、減量推進のための有効な手段の1つとして認識されるようになった。

・現在 429 市で有料化が実施され、全国の家庭ごみ有料化の普及率は約 55%と半数以上を占めている。

・有料化普及率を県別にみると、鳥取県・島根県・沖縄県の 3 県で 100%と最も高く、岩手県・宮城県・福島県・埼玉県・山梨県の 5 県で 15.4%と最も低い値を示した。なお、地方別にみると、東北地方が最も低い値を示した。

・家庭ごみ有料化の手数料の徴収方法は、定額制と従量制と分けられ、さらに従量制では単純方式・超過量方式・二段階方式の3つに分類される。有料化を実施している計 429 市のうち「単純従量型」を徴収方法とする市が約 82%と最も多い。

次の第三～六章では有料化を実施している市計 429 市のうち計 155 市を対象に調査を行っていく。

<参考文献>

- 1)山谷修作：ごみ有料化，丸善株式会社（2007）
- 2)環境省：廃棄物処理技術情報 廃棄物処理の現状と科学研究
<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html>， 2010-09-21
- 3)ごみっと・SUN28 号：特集ごみ有料化をどう考えるか!
<<http://www2u.biglobe.ne.jp/~GOMIKAN/sun2/sun28e.htm>>， 2011-01-17

第三章
家庭ごみ有料化における手数料使途の実態及び情報公開に関する調査方法

第三章 家庭ごみ有料化における手数料用途の実態及び情報公開に関する調査方法

3-1 はじめに

この章では、本研究で実施する調査内容について説明する。

3-2 調査対象

環境省 HP の「廃棄物処理技術情報」¹⁾に掲載されている一般廃棄物処理実態調査結果にある計 429 市の家庭ごみ有料化実施市のうち、施行時期が 2005 年から 2009 年の 5 年間に当てはまる計 155 市を調査対象とする。

なお、対象市の施行時期を 2009 年までに限定したのは、最低 1 年分のデータを確保するためである。

また、対象市の施行時期を 2005 年からのみに限定したのは、保存期間が過ぎることによって資料が確保できないことを防ぐためである。

なお、現在全国的に市町村合併が進み、「町村」はだんだん例外的な存在になってきたため、本研究では調査対象を「市」のみに限定した。

3-3 調査の流れ

①調査依頼（平成 23 年 6 月～9 月）

- ・調査対象である 155 市に対して調査依頼を行った。
- ・断られた 11 市を除く 144 市に協力していただけることが判明。

②ヒアリング調査（平成 23 年 6 月～8 月）

- ・①調査依頼と並行して調査対象の一部にヒアリング調査を実施。
- ・アンケート票の基本設計を作成。

③アンケート調査（平成 23 年 9 月～11 月）

- ・アンケート票を作成。
- ・①調査依頼で調査可能と判明した計 144 市に対して郵送・FAX・メールで送付。
- ・110 市から回答をいただいた。

④追加調査（平成 23 年 11 月～）

- ・③アンケート調査に回答していただいた 110 市を対象に、不明な点や新たな疑問点について郵送・FAX・メールで伺った。
- ・83 市から回答をいただいた。

3-4 調査方法

3-4-1 ヒアリング調査

3-4-1-1 調査対象

ヒアリング調査では、ヒアリングを可能と回答した計 62 市を調査対象とした。

3-4-1-2 調査目的

ヒアリング調査の目的は、市の有料化実施実態を把握すること、そしてアンケート調査の内容を決定することの2点である。

3-4-1-3 調査内容

ヒアリング調査で用いた質問項目を表3-1に示す。

なお、ヒアリング調査は電話にて行った。

表3-1 ヒアリング調査の質問項目

		質問内容	回答数	
現在	1	有料化手数料用途の公開	n=56	
	2	会計方法	n=56	
	3	用途内容	新たな用途	n=56
	4		以前からの用途	n=56
過去	5	用途の審議程度	n=53	
	6	審議場所	n=52	
	7	審議資料の有無	n=50	

3-4-1-4 ヒアリング調査結果

下記のヒアリング内容を参考にアンケート票を作成した。

3-4-1-4-1 会計方法について

62市のうち不明や無回答であった19市を除く計43市の会計方法の結果を下記の表3-2に示した。

特別会計である市はなく、ほとんどの市が一般会計であると答え、一般会計の中でも特別財源と答えた市は北海道千歳市と山口県山口市の2市あった。

そして京都府京都市と大阪府池田市の2市では手数料用途を「環境基金」に充てるなど一般会計の中でも用途を限定して充てており、これは特別会計に近い一般会計という特殊な会計方法である。

表3-2 会計方法

会計方法 (n=43)		
一般会計		特別会計
一般	特別に近い	
39	4	0

3-4-1-4-2 手数料の用途について

(1)手数料用途の公開

下記の表3-3は62市のうち不明や無回答であった21市を除く、計41市の手数料用途の公開の回答を示したものである。

用途を「非公開」と回答した市は 24 市であり、「公開」と回答した市数を上回った。

表 3-3 手数料用途の公開の回答

手数料用途の公開 (n=41)		
公開		非公開
自主的	要望	
16	1	24

(2)用途の内容について

1)新たな用途

下記の表 3-4 では、62 市のうち不明や無回答であった 7 市を除く、計 55 市の家庭ごみを有料化した後で始まった新たな用途を示している。

有料化手数料を新たな用途に充当したと答えた市数よりも、新たな用途に充当しないと答えた市が 37 市と多かった。

表 3-4 新たな用途

新たな用途 (n=55)		
回答	なし	特定せず
17	37	1

2)以前からの用途

下記の表 3-5 は、62 市のうち無回答の 6 市を除く計 56 市の有料化を実施する以前から行われた施策を用途に充てているかどうかを示したものである。

用途を充てると答えた市は 48 市と最も多かった。

表 3-5 以前からの用途

以前からの用途 (n=56)		
回答	なし	特定せず
48	7	1

3-4-1-4-3 用途の審議について

(1)用途の審議程度

次の表 3-6 は、62 市のうち不明や無回答であった 36 市を除く、計 26 市の用途の審議程度を示している。

表を見ると、用途を「大まか」に審議したと答えた市が 22 市と多いことがわかる。

表 3-6 用途の審議程度

用途の審議程度 (n=26)	
大まか	細かく
22	4

(2) 用途の審議場所

下記の表 3-7 は、62 市のうち不明や無回答であった 39 市を除く、計 23 市の主な用途内容の審議場所を示している。

「審議会」と答えた市が 14 市と最も高く、次いで「議会」という回答が 5 市と多い。

表 3-7 用途の審議場所

用途の審議場所 (n=23)			
審議会	議会	内部	なし
14	5	3	1

(3) 用途の審議資料の閲覧

下記の表 3-8 は、62 市のうち不明や無回答であった 35 市を除く、計 27 市の用途の審議資料の閲覧可否を示している。

「閲覧可」と回答した市が 16 市であり、「閲覧不可」と回答した市数を上回った。

表 3-8 用途の審議資料の閲覧可否

審議資料 (n=27)	
閲覧可	不可
16	11

3-4-2 アンケート調査

3-4-2-1 調査対象

アンケート調査では、調査依頼にて断られた 11 市を除く 144 市を対象に行った。

3-4-2-2 調査目的

家庭ごみ有料化における手数料用途の実態を把握すること、そして手数料用途の情報公開を把握することの 2 点である。

3-4-2-3 調査内容

アンケート調査で用いた質問内容を 3 つに分けて下記に示す。

3-4-2-3-1 家庭ごみ有料化について

この項目では、会計体制や手数料徴収方法や料金など家庭ごみ有料化の基本的な取り組みと有料化の審議の資料などの審議段階の取り組みの 2 点について把握する。

なお、調査項目については表 3-9 と表 3-10 の 2 つに示す。

表 3-9 アンケート調査の質問内容（家庭ごみ有料化について①）

アンケート内容		回答方法		回答数
有料化の 取り 組み	1 家庭ごみ処理・有料化の主体について	選択式	単数回答	n=107
	2 事務組合の構成	記述式	—	n=51
	3 有料化自治体	選択式	単数回答	n=50
	4 会計体制	選択式	単数回答	n=110
	5 一般会計の限定の有無	選択式	単数回答	n=109
	6 限定内容	記述式	—	n=79
	7 家庭ごみ有料化導入の目的	選択式	複数回答	n=110
	8 家庭ごみ有料化導入の最大の目的	選択式	単数回答	n=89
	9 手数料徴収方法	選択式	単数回答	n=110
	10 手数料料金	記述式	—	n=109
	11 有料化指定袋の販売枚数	記述式	—	n=103
	12 有料化指定袋の金額	記述式	—	n=104

表 3-10 アンケート調査の質問内容（家庭ごみ有料化について②）

アンケート内容		回答方法		回答数
審議	1 資料保存の有無	選択式	単数回答	n=110
	2 資料の閲覧方法	選択式	複数回答	n=53
	3 閲覧不可能な理由	記述式	—	n=8
	4 不保存理由	選択式	単数回答	n=25

3-4-2-3-2 使途について

この項目では、手数料収入の使途について内容や公開方法などを把握する。
なお、調査項目については表 3-11 に示す。

表 3-11 アンケート調査の質問内容（使途について）

アンケート内容		回答方法		回答数
1	使途の内容について	記述式	—	n=103
2	使途内容の決定の過程	記述式	—	n=94
3	資料の閲覧方法・範囲	記述式	—	n=96
4	一部非公開の理由	記述式	—	n=3
5	使途公開の有無	選択式	単数回答	n=100
6	公開方法	選択式	複数回答	n=52
7	非公開の理由	選択式	複数回答	n=36
8	公開内容	選択式	複数回答	n=48

3-4-2-3-3 今後の課題について

この項目では、手数料使途における今後の課題と情報公開における今後の課題の 2 点について把握する。なお、調査項目については表 3-12 に示す。

表 3-12 アンケート調査の質問内容（今後の課題について）

アンケート内容		回答方法		回答数
1	手数料使途決定における今後の課題	記述式	—	n=8
2	手数料使途の情報公開における今後の課題	記述式	—	n=3

3-4-2-4 返信状況

144市のうち、計110市から返信があった。

この110市の回答をもとに第四章～第五章で分析を行う。

3-4-3 追加調査

3-4-3-1 調査対象

アンケート調査で返信のあった110市を追加調査の対象とする。

3-4-3-2 調査目的

アンケート調査の回答における不明確な点を確認すること、そして新たな疑問点を把握することの2点とする。

3-4-3-3 調査内容

追加調査では、アンケートの回答が不明確であった市に対してもう一度質問したものと新たな疑問点を質問したものがあつた。

前者はアンケート内容の確認であり、市によって質問が異なるので内容は割愛することとし、後者の内容については表3-13に示す。

なお、110市のうち計83市から回答があつた。

表 3-13 追加アンケートの質問内容

調査対象	質問概要	質問内容	回答方式	回答数
83市	ごみの増減	家庭ごみ有料化の施行時期	記述式	n=75
		有料化実施前後の家庭ごみの量	記述式	n=68
		有料化実施前後の不法投棄の量	記述式	n=26
	市民説明会	有料化に関する市民説明会の回数と実施年	記述式	n=65
		使途内容を説明した市民説明会の回数と実施年 説明会の内容	記述式	n=56 n=55
使途内容を回答した72市	使途内容	有料化実施前後の事業費の変化	選択式	n=64
		有料化実施前後の事業費	記述式	n=63
		使途項目の総額とその有料化手数料の割合	記述式	n=63

次の第四章～第五章では、アンケート調査の結果から家庭ごみ有料化における手数料使途の実態及び情報公開について明らかにしていく。

<参考文献>

1)環境省：廃棄物処理技術情報 廃棄物処理の現状と科学研究

<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html>, 2010-09-21

第四章
家庭ごみ有料化における手数料使途の実態について

第四章 家庭ごみ有料化における手数料使途の実態について

4-1 はじめに

この章では、家庭ごみ有料化における手数料使途の実態について把握する。

4-2 目的

この章では、家庭ごみ有料化における手数料使途の実態について把握することを目的とする。

4-3 調査方法

4-3-1 調査対象

環境省 HP「廃棄物処理技術情報」¹⁾に掲載されている一般廃棄物処理実態調査結果と山谷修作の HP²⁾を基に、過去 5 年間(2005～2009)に家庭ごみ有料化を施行した計 155 市のうち、電話調査で断られた 11 市以外の計 144 市を調査対象とする。

4-3-2 調査時期及び調査内容

調査時期及び調査内容については 3-3, 3-4-2-3, 3-4-3 で述べた通りである。

4-4 調査結果

4-4-1 家庭ごみ有料化について

4-4-1-1 家庭ごみ処理と有料化の主体

下記の表 4-1 は「家庭ごみの収集・運搬」や「家庭ごみ有料化指定袋の製作」など計 7 つの家庭ごみ処理と有料化の主体を 110 市のうち不明と無回答であった 3 市を除く計 107 市について示したものである。

表を見ると、市が主体となって行なっていると答えた市が多いが、家庭ごみの中間処理や最終処分など処理に関わる事柄では事務組合が主体となって行なっていると答えた市も多いことがわかる。

表 4-1 家庭ごみ処理と有料化の主体

	(n=107)			
	市	事務	委託	両方
A 家庭ごみの収集・運搬	93	8	1	5
B 家庭ごみの中間処理	60	40	0	7
C 家庭ごみの最終処分	62	39	0	6
D 住民への啓発活動	99	1	0	7
E (有料化)条例の制定	99	5	0	3
F 指定袋の製作(入札・発注・販売)	97	5	1	4
G 手数料(袋の料金) や制度の設定及び設計	97	4	0	6

4-4-1-1-1 事務組合の構成

また、4-4-1-1 家庭ごみ処理と有料化の主体において、1つでも「事務組合」が主体となっていると回答した計 51 市に対して、事務組合の構成を聞いた。

計 51 市全てが回答した。

4-4-1-1-2 事務組合の有料化

そして、下記の表 4-2 は 4-4-1-1-1 事務組合の構成で回答した 51 市のうち不明や無回答であった 3 市を除く、計 48 市の事務組合の中での有料化状況を示したものである。

その中で、34 市が「事務組合の中の全ての自治体有料化を行っている」と回答した。

表 4-2 事務組合の有料化状況

事務組合の有料化状況 (n=48)		
全て	一部	なし
34	8	6

4-4-1-2 会計方法

会計方法の結果が下記の表 4-3 である。

特別会計と答えた市はなく、一般会計と答えた市が 109 市とほとんどであった。

なお、その他は「広域事務組合予算」と答えた千葉県香取市の 1 市のみである。

表 4-3 会計方法

会計方法 (n=110)		
一般会計	特別会計	その他
109	0	1

4-4-1-2-1 特別な一般会計

下記の表 4-4 は、4-1-1-2 の会計方法で「一般会計」と答えた 109 市の中で不明と回答した 4 市を除く計 105 市の手数料の用途を限定した特別な一般会計の実施の有無を示したものである。

表を見てみると、特別な一般会計を行っている市が 79 市と多く、無しの回答を上回った。

表 4-4 特別な一般会計

特別な一般会計 (n=105)	
有り	無し
79	26

4-4-1-2-2 特別な一般会計の名称

下記の表 4-5 は、表 4-4 において特別な一般会計を行っていると感じた 79 市のうち無回答であった 8 市を除く計 71 市の特別な一般会計の限定的な内容を集計したものである。

「名称あり」と答えた市は 64 市であり、大まかには「特別財源化」「ごみ関連」「基金」「環境保全対策事業」「複数回答」の 5 つの項目に分かれる。

その中でも、やはり名称を「ごみ関連」と答えた市が 48 市と最も多く、全体の 75% を占めている。

また、64 市のうち 7 市が「特別財源化」と回答した。

表 4-5 特別な一般会計の内容 (表 4-4 で有りと感じた市について)

特別な 一般会計 の内容 (n=71)	名称 あり (n=64)	特別財源化	7	
		ごみ 関連 (n=48)	ごみ処理手数料	28
			清掃費	6
			清掃・塵芥処理費用	6
			ごみ減量・資源化費用	4
			クリーンセンター費	3
		基金	2	
		環境保全対策事業	1	
		複数回答	7	
		名称なし	7	

4-4-1-3 家庭ごみ有料化の目的

下記の表 4-6 は、家庭ごみ有料化の目的を複数回答可で聞いた 110 市のうち不明であった 1 市を除く、計 109 市の回答結果を示している。

「減量」と答えた市が 107 市と最も多く、次いで「公平」や「意識の向上」の回答が多いことがわかる。

表 4-6 家庭ごみ有料化の目的

有料化の目的 (n=109)						
減量	意識の向上	公平	リサイクル	財政	合併	その他
107	79	82	72	60	12	5

また、下記の表 4-7 は 110 市のうち不明や無回答であった 22 市を除く、計 88 市の家庭ごみ有料化の最大の目的を示している。

この場合も、上記の表 4-6 と同様、「減量」と答えた市が 57 市と最も多く、かつ圧倒的に多いことがわかった。

表 4-7 家庭ごみ有料化の最大の目的

有料化の最大の目的 (n=88)						
減量	意識の向上	公平	リサイクル	財政	合併	その他
57	6	10	4	7	3	1

4-4-1-4 手数料の徴収方法

下記の表 4-8 は、手数料の徴収方法を示している。

徴収方法としては、大きく従量制と定額制の 2 つに分かれ、従量制の中でも「単純方式」「超過量方式」「二段階方式」の 3 つに分かれる。

その中で、表を見てみると、単純方式と回答した市が 108 市と最も多いことが分かる。

また、超過量方式と答えた市は長崎県佐世保市と宮崎県延岡市の 2 市のみであった。

一方で、二段階方式や定額制と回答した市はなかった。

表 4-8 手数料の徴収方法

徴収方法 (n=110)			
従量制			定額制
単純方式	超過量方式	二段階方式	
108	2	0	0

4-4-1-5 有料化指定袋について

4-4-1-5-1 有料化指定袋のサイズ別市数と料金の平均

下記の表 4-9 は 110 市のうち無回答であった 1 市を除く計 109 市の有料化指定袋のサイズ別市数と料金の平均を示したものである。

表を見てみると 45ℓ の指定袋を導入していると答えた市が 74 市と最も多く、次に 20ℓ や 30ℓ が多いことがわかる。

また、1ℓ 当たりの料金の平均を見ると、5ℓ や 6ℓ や 7.5ℓ など小さなサイズの袋の場合 1ℓ 当たりの料金の平均が 2 円以上となり、料金が比較的高いことがわかる。

そして多少のばらつきはあるが、20ℓ や 30ℓ など多くの市が導入している指定袋の料金を「1ℓ 当たりの料金の平均=1 円」とする市が多いことがわかる。

表 4-9 有料化指定袋のサイズ別市数と料金の平均

有料化指定袋の市数と料金の平均 (n=109)												
袋のサイズ	5ℓ	6ℓ	7ℓ	7.5ℓ	8ℓ	10ℓ	13ℓ	14ℓ	15ℓ	18ℓ	20ℓ	22ℓ
市数	24	1	1	1	1	36	1	1	23	2	67	1
料金の平均(円)	11.6	15	10	35	8	13.9	18	15	16	21	23.2	22.5
1ℓ当たりの料金の平均(円)	2.3	2.5	1.4	4.7	1	1.4	1.4	1.1	1.1	1.2	1.2	1
有料化指定袋の市数と料金の平均 (n=109)												
袋のサイズ	25ℓ	30ℓ	32ℓ	35ℓ	37ℓ	40ℓ	45ℓ	50ℓ	70ℓ	75ℓ	80ℓ	90ℓ
市数	12	64	1	2	1	25	74	3	2	1	2	1
料金の平均(円)	24.9	30.6	15	12	10	58.1	40.1	36.7	56	50	80.5	90
1ℓ当たりの料金の平均(円)	1	1	0.5	0.3	0.3	1.5	0.9	0.7	0.8	0.7	1	1

4-4-1-5-2 有料化指定袋の合計枚数とその総額

下記の表 4-10 のように、110 市のうち有料化指定袋の合計枚数を計 103 市が、有料化指定袋の総額を計 104 市が回答した。

また、次の表 4-11 は有料化指定袋の合計枚数と有料化指定袋の総額の平均をそれぞれ示したもので、有料化指定袋の合計枚数の平均は 6,185,345 枚であり、有料化指定袋の総額の平均は 214,324,446 円であった。なお、有料化指定袋の合計枚数が最も多かったのは岡山県岡山市の 32,213,000 枚であり、有料化指定袋の総額が最も多かったのは福岡県福岡市の 2,910,362,570 円であった。

なお、有料化指定袋の総額は、第五章において用途の情報公開との関係性をみていく。

表 4-10 有料化指定袋の合計枚数と有料化指定袋の総額への回答

	有料化指定袋の合計枚数	有料化指定袋の総額
回答	103市	104市
無回答	6市	5市
不明	1市	1市
計	110市	

表 4-11 有料化指定袋の合計枚数と有料化指定袋の総額の平均

有料化指定袋の合計枚数の平均(枚) (n=103)	有料化指定袋の総額の平均(円) (n=104)
6,185,345	214,324,446

4-4-2 市民説明会での用途説明

4-4-2-1 市民説明会での用途説明の有無

下記の表 4-12 は追加アンケート調査において聞いた 83 市のうち不明や無回答であった 28 市を除く計 55 市の市民説明会での用途説明の有無を示している。

表を見てみると、「用途説明あり」と回答した市は 32 市と最も多かった。

一方で、「説明会自体なし」と回答した市が 6 市であり、「説明会はあったが用途説明はなし」と回答した市が 8 市であった。

表 4-12 市民説明会での用途説明の有無

市民説明会での用途説明の有無 (n=55)	
用途説明あり	32
用途説明なし	8
有料化説明あり	9
説明会自体なし	6

4-4-2-2 市民説明会での使途説明の内容

下記の表 4-13 は表 4-12 市民説明会での使途説明の有無において、「使途説明あり」と回答した 32 市のうち具体的内容を回答した計 29 市の市民説明会での使途説明の内容を示したものである。

表を見ると、「ごみ処理費用」と回答した市が 19 市であり、割合としても約 66%と最も多かった。また、次いで「ごみ減量化推進費用」と回答した 11 市が多い。

表 4-13 市民説明会での使途説明の内容 (表 4-12 で使途説明ありと回答した市について)

市民説明会での使途説明の内容 (n=29)	割合(%)	
ごみ処理費用	19	65.5
ごみ減量化推進費用	11	37.9
リサイクル推進費用	9	31.0
家庭ごみ有料化実施費用	4	13.8
不法投棄対策費用	4	13.8
環境保全事業費	3	10.3
その他	4	13.8

4-4-3 現在の使途の内容

アンケートにおいて「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の 3 つの項目に分けて使途内容を調査した。

なお、使途項目・具体的内容・使途金額の 3 項目全てを回答した市は 110 市のうちの 84 市であり、全体の約 76%であった。

4-4-3-1 使途項目

下記の表 4-14 は 110 市のうち無回答であった 7 市を除く計 103 市の使途項目の回答を示したものである。

表を見てみると、使途項目においてやはり「ごみ収集・処理費用」が 88 市と最も多い。また、2 番目に多いのは「有料化実施費用」の 41 市である。

なお、使途を特定していないため不明と回答した市は 3 市であった。

表 4-14 使途項目の回答

市数 (n=103)		使途項目	
回答	100	ごみ収集・処理費用	88
		有料化実施費用	41
		ごみ減量化推進費用	23
		リサイクル推進費用	18
		不法投棄対策費用	9
		基金	8
		美化、環境教育等	7
		環境施策	4
		地域活動	1
		その他	4
使途不特定	3		

4-4-3-1-1 使途項目の種類

下記の表 4-15 は追加アンケート調査で使途内容の回答があった計 72 市の使途項目 204 個のうち不明や無回答であった 5 個を除いた計 199 個の使途項目の種類を示したものである。

なお、その使途項目が有料化を実施後新たに始めた事業なのか、または以前から行っていた事業を継続し、その事業費に有料化手数料の収入を追加して充てているのかを聞いた。

115 個の使途項目が「継続」と回答され、割合としては約 58%と最も高い。

また、63 個の使途項目が「新規」と回答され、約 32%の割合を占めている。

つまり、約 3 割の使途項目は有料化実施に伴って新たに設けられたものであり、より充実した有料化を行っているといえる。

なお、「複数」という回答は具体的内容の事業が複数ある場合、新規の事業と継続の事業の 2 通りがあることを示している。

表 4-15 使途項目の種類

	使途項目	割合(%)
新規	63	31.7
継続	115	57.8
複数	11	5.5
その他	10	5.0
計	199	100

4-4-3-1-2 使途項目の事業費の変化

また、下記の表 4-16 は 4-4-3-1-1 使途項目の種類において、「継続」と回答した 115 個のうち不明と回答した 8 市を除いた計 107 個の使途項目の事業費の変化を示したものである。

事業費の変化を「増加」「減少」「横ばい」の 3 つに分類したところ、「増加」と回答した使途項目が 53 個と最も多く、全体の約 50%の割合を占めている。

次いで、「横ばい」という回答が 43 個と多い。

この結果から、単に今まで行ってきた事業に有料化手数料収入を追加して充てるのではなく、事業費を増加することによってより充実した事業を行う市が多いといえる。

表 4-16 使途項目の事業費の変化

使途項目の事業費の変化 (n=107)		
増加	減少	横ばい
53	11	43

4-4-3-1-3 使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合

下記の表 4-17 は計 72 市の使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合への回答を示したもので、全て回答した市は 56 市であった。

表 4-17 使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合への回答

手数料収入の割合への回答 (n=72)			
全て回答	一部不回答	不明	無回答
56市	3市	4市	9市

また、下記の表 4-18 は上記の表 4-17 において「全て回答」した 56 市の使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合を示したものである。

なお、「100%」は家庭ごみ有料化における手数料収入でその使途項目の事業費の全てをまかなっていることを示しており、「一部」はその使途項目の事業費の一部を家庭ごみ有料化における手数料収入でまかなっていることを示している。

表を見ると、「一部」と回答した使途項目が 89 個と全体の約 61%の割合を示し、「100%」と回答した使途項目の数を上回ることがわかる。

表 4-18 使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合 (表 4-17 で全て回答した市について)

手数料収入の割合	使途項目	割合(%)
100%	56	38.6
一部	89	61.4
計	145	100

また、下記の表 4-19 は上記の表 4-18 使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合において、「一部」と回答した 89 個の使途項目のうち具体的な数値を回答した計 80 個の使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合を示したものである。

使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合を「10%以上 50%未満」と回答した使途項目が 45 個と全体の約 56%の割合を占め、最も多かった。

表 4-19 使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合 (表 4-18 で一部と回答した使途項目について)

手数料収入の割合	使途項目	割合(%)
50%以上	16	20.0
10%以上50%未満	45	56.3
1%以上10%未満	16	20.0
1%以下	3	3.8
計	80	100

また、次の表 4-20 は表 4-19 において、使途項目 80 個それぞれの平均値と最大値と最小値を示したものである。

使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化手数料収入の割合の最大値は「約 99%」とほぼ 100%に近い割合であり、最小値は「0.0008%」とごくわずかな割合であった。

なお、使途項目の事業費に対する手数料収入の割合の平均値は「約 30.4%」であった。

表 4-20 表 4-19 での使途項目 80 個それぞれの平均値と最大値と最小値

手数料収入の割合	
平均値	30.4%
最大値	99.0%
最小値	0.0008%

4-4-3-2 具体的内容

下記の表 4-21 は具体的内容の回答数を示したもので、110 市のうち全ての使途項目の具体的内容を回答したのは 90 市であり、一部不明と回答したのは 10 市であった。

表 4-21 具体的内容の回答数

具体的内容 (n=110)	
回答	90
一部不明	10
使途不特定	3
無回答	7

4-4-3-3 使途金額

下記の表 4-22 は使途金額の回答数を示したものである。

110 市のうち全ての使途金額を回答したのは 86 市であり、一部不明と回答したのは 3 市であった。

表 4-22 使途金額の回答数

使途金額 (n=110)	
回答	86
一部不明	3
使途不特定	3
無回答	18

また、次の表 4-23 は上記の表 4-22 使途金額の回答数において、全て回答した計 86 市の使途金額の総額を示したものである。

表を見ると、使途金額の総額が「1000 万円以上 5000 万円未満」の市が 29 市と最も多く、次いで「1 億円以上 5 億円未満」という回答が多いことがわかる。

一方で、使途金額の総額を「1000万円未満」と回答した市は2市と最も少ない。

表 4-23 使途金額の総額

使途金額の総額	
5億円以上	11
1億円以上5億円未満	27
5000万円以上1億円未満	17
1000万円以上5000万円未満	29
1000万円未満	2
計	86

4-4-3-4 特別財源化している市の使途内容

次の表 4-24 は 4-4-1-2-2 特別な一般会計の名称において一般会計の中でも「特別財源化」と回答した7市と口頭で特別財源化していると回答した北海道千歳市と京都府京都市の2市の計9市の使途内容をまとめたものである。

表を見てみると9市のうち8市が使途項目を「ごみ処理費用」等とし、家庭ごみ有料化手数料の収入を「ごみ処理」のような以前から行われていた事業の費用に追加して充てている市が多いことがわかる。

その一方で、京都府京都市は「ごみ処理費用」など以前から行われていた事業ではなく、「ごみ減量啓発費用」や「太陽光発電普及促進費用」など有料化を実施することに伴う新たな事業に家庭ごみ有料化手数料の収入を充てるとしている。

なお、上記のことは 4-4-3-1-1 使途項目の種類にて詳しく述べている。

表 4-24 特別財源化をしている市の使途内容

	使途項目	具体的内容	金額(万円)/年
北海道 千歳市	①塵芥収集運搬業務経費	家庭ごみの収集運搬	20,201
	②環境センター管理運営業務経費	廃棄物の中間処理及び最終処分	3,205
栃木県 那須烏山市	①ごみ処理費用	ごみ収集運搬および処理費の一部に充当	692
	②家庭ごみ有料化実施費用	家庭ごみ有料化実施に係る指定袋作成費用	1,085
S市	①ごみ収集費用等	収集運搬や袋の製作配送費用、取扱店への手数料等	4,675
	②ごみ処理施設整備費用等	粗大ごみ処理施設の維持管理費用等	4,675
神奈川県 藤沢市	①ごみの収集・運搬経費	過程から排出される可燃ごみ・不燃ごみの収集業務委託に関する経費	50,024
	②指定収集袋に関する経費	指定収集袋の製造・保管・配送及び流通に関する経費	19,903
	③焼却灰の溶融に要する経費	焼却灰の溶融に要する経費	48
新潟県 柏崎市	①ごみ処理事業	ごみ中間処理費の一部に充当	10,169
	②ごみ最終処分手業	ごみ最終処分費の一部に充当	1,513
	③塵芥処理一般経費	指定ごみ袋作製、管理、配送の委託費の一部に充当	1,535
	④その他	要介護者等のごみ出し困難者へのごみ出し補助経費に充当	121
京都府 京都市	①ごみの減量・リサイクルの推進事業	ごみ減量普及啓発、コミュニティ回収制度・資源物拠点回収事業の推進等	51,857
	②まちの美化の推進事業	まちの美化活動の支援、不法投棄対策	1,343
	③地球温暖化対策事業	太陽光発電普及促進、使用済てんぷら油の回収等	34,767
	④積立金	基金への積立金	47,092
	⑤有料指定袋制導入必要経費	有料指定袋の製造経費等	56,165
Y市	①ごみ処理費用	清掃費の塵芥処理費用、処理施設の管理運営費、ごみ袋製造販売委託料等	10,086
福岡県 福岡市	①ごみ処理費用	家庭ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）処理費用他	800,229
	②環境基金	無回答	不明
佐賀県 神埼市	①一部事務組合の分担金	収集・運搬・運営の負担金	4,351

4-4-3-5 市民説明会での使途説明と現在の使途内容

また、追加アンケート調査を行った際、表 4-12 市民説明会での使途説明の有無において「使途説明あり」と回答した 32 市に対して、具体的な市民説明会での使途説明を聞いたところ、計 29 市が回答した。

次の表 4-25 は、その 29 市のうち現在の使途内容が不明であった 2 市を除く、計 27 市の説明会での使途説明と現在の使途内容を比較したものである。

また、使途の変化として「詳細」「変化なし」「限定」の 3 つの項目に分けた。

表を見てみると、説明会での使途説明よりも現在の使途内容の方がより詳細になっている「詳細」と回答した13市が最も多い回答であった。

また、2番目に多かったのは説明会での使途説明と現在の使途内容が同じ内容であった「変化なし」と回答した11市であった。

なお、「限定」は説明会での使途説明よりも現在の使途内容の方が項目数が減少したことを意味しており、回答した市は3市と最も少なかった。

表 4-25 市民説明会での使途説明と現在の使途内容の比較

	使途の変化	市民説明会での使途説明	現在の使途内容
市民説明会での使途説明と現在の使途内容 (n=27)	詳細 (n=13)	ごみ処理費用の一部を負担する	①ごみ処理費用 ②ごみ集積所管理費用 ③家庭ごみ有料化実施費用
	変化なし (n=11)	ごみ処理経費に充てる	ごみ処理費用
	限定 (n=3)	①生ごみ処理機購入助成金の増額 ②事業系生ごみ処理機購入助成の新設 ③資源集団回収報奨金の増額 ④ペットボトル・トレイ・紙パックの拠点回収ボックス ⑤不法投棄防止のため、住民による地域パトロールに対する支援 ⑥家庭ごみ有料化実施協力金の交付	①ごみ収集事業費 ②西部清掃センター管理運営事業費

4-5 まとめ

4-5-1 会計方法について

・家庭ごみ有料化における手数料収入の会計方法は、110市のうち 109市が「一般会計」である。

・会計方法で一般会計と答えた109市の中で、一般会計の中でも枠を設けて使途を限定する「特別な一般会計」を行っていると答えた市が79市であり全体の約72%である。また、79市うちの約81%の64市は名称があると回答し、大まかには「特別財源化」「ごみ関連」「基金」「環境保全対策事業」「複数回答」の5つの項目に分かれ、名称をごみ処理手数料や清掃費などの「ごみ関連」と答えた市が75%と最も多い。

4-5-2 市民説明会での使途説明

- ・市民説明会において使途内容を説明したと回答した市は全体の約58%と最も割合が高い。
- ・市民説明会での使途の内容は、「ごみ処理費用」と回答した市が全体の約66%と最も割

合が高い。また、「ごみ減量化推進費用」と回答した市が約 38%であり、2 番目に高い割合である。

4-5-3 現在の使途内容

・使途項目は「ごみ収集・処理費用」という回答が 88 市と最も多く、2 番目に多い回答は「有料化実施費用」の 41 市である。

・使途項目の種類は、「継続」と回答した使途項目が全体の約 58%の割合を占めた。また「新規」と回答した使途項目は全体の約 32%の割合を占め、京都府京都市は全ての使途項目が「新規」であった。

・「継続」と回答した使途項目の事業費の変化を「増加」「減少」「横ばい」の 3 つに分類したところ、「増加」と回答した使途項目が全体の約 50%の割合を占めている。次いで、「横ばい」という回答が多い。つまり、単に今まで行ってきた事業に有料化手数料収入を追加して充てるのではなく、事業費を増加することによってより充実した事業を行う市が多いといえる。

・使途項目の事業費に対する家庭ごみ有料化における手数料収入の割合を「一部」と回答した使途項目は全体の約 61%を占め、「100%」の回答を上回った。

・「一部」と回答した家庭ごみ有料化における手数料収入の割合の最大値は「約 99%」とほぼ 100%に近く、最小値は「0.0008%」とごくわずかであった。なお、平均値は 30.4%であった。

・特別財源化していると回答した 9 市のうち 8 市は使途項目を「ごみ処理費用」等とし、以前から行われていた事業の費用に追加して充てている。その一方で、京都府京都市は「ごみ処理費用」など以前から行われていた事業ではなく、「ごみ減量啓発費用」や「太陽光発電普及促進費用」など有料化を実施することに伴う新たな事業に有料化手数料を充てるとしている。

・説明会での使途説明と現在の使途内容を比較すると、説明会での使途説明よりも現在の使途内容の方がより詳細になっている「詳細」と回答した市が全体の約 48%と最も多い回答であった。また、2 番目に多かったのは説明会での使途説明と現在の使途内容が同じ内容であった「変化なし」と回答した市であり、約 41%の割合を示した。

<参考文献>

1)環境省：廃棄物処理技術情報 廃棄物処理の現状と科学研究

<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html>, 2010-09-21

2)山谷修作：自治体アンケート調査 全国都市家庭ごみ有料化実施状況(2010 年 10 月現在)

<<http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>>, 2010-11-16

第五章
家庭ごみ有料化における手数料使途の情報公開について

第五章 家庭ごみ有料化における手数料使途の情報公開について

5-1 はじめに

この章では、家庭ごみ有料化における手数料使途の情報公開について把握する。

5-2 目的

この章では、家庭ごみ有料化における手数料使途の情報公開について把握することを目的とする。

5-3 調査方法

5-3-1 調査対象

調査対象は4-3-1で述べた通りである。

5-3-2 調査時期及び調査内容

調査時期及び調査内容については3-3, 3-4-2-3, 3-4-3で述べた通りである。

5-4 調査結果

5-4-1 家庭ごみ有料化の審議の情報公開について

5-4-1-1 審議資料の保存と閲覧

下記の表5-1は、110市のうち不明と回答した24市を除く計86市の家庭ごみ有料化の審議における資料の保存の有無とその資料の閲覧可否を示したものである。

表を見てみると、資料を「保存かつ閲覧が可能」と答えた市が53市と最も多かった。一方で、審議資料を「保存していない」と答えた市が25市と2番目に多かった。

表 5-1 家庭ごみ有料化の審議資料の保存の有無とその資料の閲覧可否

審議資料の保存と閲覧 (n=86)		
保存・閲覧可能	保存・閲覧不可能	不保存
53	8	25

5-4-1-2 審議資料を保存かつ閲覧可能な市の閲覧方法

次の表5-2は表5-1において審議資料を「保存かつ閲覧が可能」と答えた計53市の審議資料の閲覧方法を示したものである。

「直接」閲覧すると答えた市が27市と最も多かった。

また、次に多かったのが「HP」で閲覧すると答えた19市で、3番目に多かったのは「情報公開請求」にて閲覧すると答えた16市であった。

表 5-2 審議資料の閲覧方法 (表 5-1 で保存かつ閲覧可能と答えた市について)

保存かつ閲覧可能な市の閲覧方法 (n=53)					
HP	直接	郵送	不明	その他	
				情報公開請求	図書館にて
19	27	5	0	16	1

5-4-1-3 審議資料を保存しているが閲覧不可能である理由

下記の表 5-3 は表 5-1 において審議資料を「保存しているが閲覧不可能」と答えた計 8 市の閲覧不可能である理由を示したものである。

合併などによる「資料の不備」などを理由にあげる市が 5 市と最も多く、「制度のため」や「プライバシー保護のため」閲覧不可能と答える市もあった。

表 5-3 審議資料の閲覧不可能である理由 (表 5-1 で保存しているが閲覧不可能と答えた市について)

分類	保存しているが閲覧不可能である理由 (n=8)
資料の不備 (n=5)	閲覧により過程がわかるような形では、資料が整理されていないため
	事務処理として、保存しており、閲覧可能な状態ではない
	合併時にその他の事項とともに協議・保管されており、膨大な量になるため、資料の整理が必要なため
	公開を前提としない内部資料等であるから
	合併や指定袋導入後、広域事務組合に事務移管していること等から、即時閲覧可能な資料として整理されていない状況であるため
制度のため (n=1)	情報開示が市内在住者対象だから (アンケートで回答可)
プライバシー保護のため (n=1)	民間の有識者からなる「ごみ減量化対策懇話会」の議事録も含まれており、プライバシー保護の観点から閲覧可能としていない
その他 (n=1)	廃棄物減量等推進協議会で審議しているがその条例の中で定めていないため

5-4-1-4 審議資料の不保存の理由

下記の表 5-4 は表 5-1 において審議資料を「保存していない」と答えた 25 市のうち不明と回答した 3 市を除く計 22 市の不保存の理由を示したものである。

表を見ると「保存期間が超えたため」と答えた市が 14 市と最も多く、「合併のため」と答えた市が 2 番目に多いことがわかる。

また、その他の理由は「審議資料自体が存在しない」という回答であった。

表 5-4 審議資料の不保存の理由 (表 5-1 で保存していないと答えた市について)

不保存の理由 (n=22)			
合併	紛失	保存期間超え	その他
6	1	14	1

5-4-2 手数料使途の審議について

5-4-2-1 使途内容の決定の過程

下記の表 5-5 は 4-4-3 現在の使途の内容において回答された使途項目・具体的内容・使途金額それぞれの決定の過程の回答数を示したもので、110 市のうち 94 市が回答した。

表 5-5 使途内容の決定の過程の回答数

使途内容の決定の過程の回答数 (n=110)		
回答 (n=94)	通常回答	81
	その他	13
無回答		16

また、下記の表 5-6 は上記の表 5-5 使途内容の決定の過程の回答数において「通常回答」であった計 81 市の使途内容の決定の過程を示したものである。

表を見てみると、使途項目・具体的内容・使途金額それぞれの方針と詳細が「自治体での検討」において決定されたと回答する市が多いことがわかる。

表 5-6 使途内容の決定の過程 (表 5-5 の通常回答について)

		審議会	自治体での 検討	議会	議会後～有 料化実施前	有料化実 施後	一部無回答	有効回答
使途項目	方針	30	37	9	1	2	2	81
	詳細	2	63	7	3	3	3	
具体的内容	方針	19	43	12	2	3	2	
	詳細	1	51	15	3	8	3	
使途金額	方針	17	46	7	3	5	3	
	詳細	0	38	15	4	20	4	

また、下記の表 5-7 は上記の表 5-5 使途内容の決定の過程の回答数において「その他」と回答した計 13 市の使途内容の決定の過程を示したものである。

その他回答は「使途不特定」「審議なし」「資料不明」「その他」の 4 つに分類される。その中でも、「使途不特定」と回答した市が 5 市と最も多かった。

表 5-7 使途内容の決定の過程 (表 5-5 のその他について)

	内容	分類
使途内容の決定の過程 (その他) (n=13)	特に細かく使途は決定していない	使途不特定 (n=5)
	手数料をそのまま支出にあてるわけではないため、使途は特定されていない	
	ごみ袋の販売額は一般会計に計上されており、ごみ処理費用も一般財源から出ているため、ごみ袋の販売額の特別な使途というものは決められていない	
	詳細には分かれていない	
	使途を特定していない	
	手数料収入が約4,500万円、一方収集運搬経費で12,500万円という状況なので、そもそもあまり議論の余地が無い	審議なし (n=3)
	使途の審議はなし	
	使途については、審議会、議会等への協議はしていない。	
	資料がなく、不明	資料不明 (n=2)
	合併のため資料がなく、その予算状況や、導入経緯についてわかりかねる。	
主務課で予算編成を行い、議会で決定	その他 (n=3)	
市町村合併に伴う合併協議会(自治体・議会・住民の各代表)の中で、調整・決定された		
合併協議の中で決定		

5-4-2-2 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧可否

下記の表 5-8 は 5-4-2-1 使途内容の決定の過程における審議の資料の閲覧可否を 110 市のうち不明や無回答であった 32 市を除いた計 78 市について示したものである。

「閲覧可能」と回答した市が 54 市と最も多かった。

表 5-8 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧可否

使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧可否 (n=78)		
閲覧可能 (n=54)	通常回答	44
	その他	10
閲覧不可		24

5-4-2-3 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法

次の表 5-9 は表 5-8 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧可否において「閲覧可能」と答えた 54 市のうち、通常回答である計 44 市の使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法を「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の 3 つの項目に分けて示したものである。

また、閲覧範囲を「全て」か「一部」のどちらかも答えていただいた。

閲覧範囲を「全て」と回答した市において、使途項目と具体的内容では、共に方針は HP で閲覧可能と回答する市が最も多く、詳細は情報公開請求にて閲覧可能と回答した市が最も多い。

そして、使途金額では方針は市役所(コピー可とコピー不可)にて閲覧可能と回答する市が最も多く、詳細は市役所(コピー可とコピー不可)と情報公開請求にて閲覧可能と回答する市数が同じであり、最も多い回答であった。

また、閲覧範囲を「一部」と回答した市においては、3つの項目全ての方針・詳細は「情報公開請求」にて閲覧可能と回答する市が最も多い。

表 5-9 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法 (表 5-8 の通常回答について)

		閲覧範囲	HP	市 (コピー可)	市 (コピー不可)	情報公開請求	広報	その他	一部閲覧不可	回答数
使途項目	方針	全て	12	8	1	7	0	2	7	44
		一部	1	0	1	4	1	0		
	詳細	全て	7	7	2	10	0	2	9	44
		一部	0	1	1	4	1	0		
具体的内容	方針	全て	10	7	1	7	0	3	7	44
		一部	2	0	1	5	1	0		
	詳細	全て	5	7	2	11	0	4	7	44
		一部	1	1	1	4	1	0		
使途金額	方針	全て	7	8	1	8	0	3	8	44
		一部	2	0	1	5	1	0		
	詳細	全て	5	10	2	12	0	3	4	44
		一部	1	1	1	4	1	0		

5-4-2-4 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法のその他回答

下記の表 5-10 は表 5-8 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧可否において「その他」を回答した計 10 市の使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法を示したものである。

「予算書」「HP」「情報公開請求」「その他」の 4 つに分類され、その中でも「予算書」と回答した市が 5 市と最も多かった。

表 5-10 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法 (表 5-8 のその他について)

		内容	分類	
使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法 (n=10)	使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法 (n=10)	明確な資料無し 予算書閲覧可	予算書 (n=5)	
		決算統計のみの資料だけ閲覧可		
		予算書については、市役所の窓口にて閲覧可能 (コピー可)		
		手数料収入は、清掃費 (約8億5千万円) に充当しており、歳出予算の一部となっているため、手数料のみの具体的使途の資料は存在しない。 予算書・決算書は、市役所にて閲覧可 (コピー可) である。		
		本市予算書は総務担当部署で閲覧・コピーは可能だが、予算編成資料については閲覧できない。		
		HPにて閲覧可		HP (n=2)
		HPにて閲覧可		
		情報公開請求にて閲覧可能		情報公開請求 (n=1)
		・本会議での質問等についてはHPより閲覧可 ・金額については予算書での閲覧可 ・使途項目についての詳細資料はない。	その他 (n=2)	
		内容により閲覧の可否が分かれる		

5-4-2-5 使途内容の決定の過程における審議資料の一部非公開の理由

表 5-11 は表 5-9 において、閲覧範囲を「一部」と回答した 7 市のうち無回答の 4 市を除く、計 3 市の一部非公開の理由を示したものである。

表を見てみると、「個人情報のため」と「条例のため」の 2 つに分類され、「個人情報のため」と回答した市が 2 市と最も多いことがわかる。

表 5-11 使途内容の決定の過程における審議資料の一部非公開の理由 (表 5-9 で閲覧範囲を一部と回答した市について)

分類	一部非公開の理由 (n=3)
個人情報のため (n=2)	個人情報に関するもの 全て個人情報が含まれる場合には、一部非公開となる
条例のため (n=1)	情報公開条例において、入札事務等に係り非公開とすることのできる文書

5-4-2-6 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧不可の理由

下記の表 5-12 は表 5-8 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧可否において「閲覧不可」と回答した 24 市のうち理由が不明である 8 市を除く計 16 市の閲覧不可の理由を示したものである。

「資料なし」「議論なし」「使途不特定」の 3 つに分類したところ、「資料なし」と回答した市が 12 市と最も多かった。

表 5-12 使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧不可の理由 (表 5-8 で閲覧不可と答えた市について)

	内容	分類
使の 途 関 内 覧 容 不 可 決 の 理 由 の 過 程 に お け る 審 議 の 資 料 (n=16)	系統立てた過程の資料がない	資料なし (n=12)
	資料無し	
	資料無し	
	年数が経過していることから当時の資料の保存期間を過ぎている	
	資料がなく、不明	
	特に使途についての資料はない	
	予算編成の過程において、一般廃棄物収集事業費に充てることとなったため、特に閲覧資料はない	
	資料が存在しないため閲覧不可	
	資料不保存	
	適当な資料が存在しない	
	資料が存在しない	
	資料が不十分なため、全て閲覧不可	
	ごみ処理にかかる費用の一部となっているだけで、特別な議論はない	議論なし (n=2)
	使途の審議はなし	使途不特定 (n=2)
	詳細には分かれていない	
	使途を特定していない	

5-4-3 使途の情報公開

下記の表 5-13 は 110 市のうち不明や無回答と回答した 22 市を除く計 88 市における市民に対する使途の情報公開の有無を示したもので、この表を見ると「公開」と答えた市が 52 市と、「非公開」と答えた市数を上回っていることがわかる。

表 5-13 使途の情報公開の有無

使途の情報公開 (n=88)	
公開	非公開
52	36

5-4-3-1 使途の情報公開との関係性

5-4-3-1-1 人口と使途の情報公開

下記の表 5-14 は表 5-13 使途の情報公開の有無を人口別に示したものである。

表を見ると、人口が 100 万人以上の市の使途の情報公開を行う割合が 100%と最も高く、一方で人口が 5 万人未満の市の使途の情報公開を行う割合が約 20%と最も低いことがわかる。

つまり、人口が多くなればなるほど使途の情報公開を行う市が増える傾向があることがわかる。

表 5-14 人口別に見た使途の情報公開の有無

人口	使途の情報公開の有無				市数	使途の情報公開の割合(%)
	公開	非公開	不明	無回答		
100万人以上	4	0	0	0	4	100
10万人以上100万人未満	16	3	0	3	22	73
5万人以上10万人未満	24	12	4	3	43	56
5万人未満	8	21	8	4	41	20
計	52	36	12	10	110	47

5-4-3-1-2 有料化指定袋の総額と使途の情報公開

また、次の表 5-15 は表 5-13 使途の情報公開の有無を 110 市のうち、有料化指定袋の総額を不明と回答した 6 市を除く計 104 市の有料化指定袋の総額別に示したものである。

表を見ると有料化指定袋の総額が 10 億円以上の市の使途の情報公開を行う割合が 100%と最も高いことがわかる。

その一方で、総額が 5 千万円以上億円未満の市と総額が 5 千万円未満の市はどちらも「使途の情報公開を行う」と答えた市より「使途の情報公開を行わない」と答えた市の方が多いことがわかる。

このことから、やはり指定袋の総額が多くなればなるほど、使途の情報公開を行う市が増える傾向があることがわかる。

表 5-15 有料化指定袋の総額別に見た使途の情報公開の有無

有料化指定袋の総額	使途の情報公開の有無				市数	使途の情報公開の割合(%)
	公開	非公開	不明	無回答		
10億円以上	4	0	0	0	4	100
1億円以上10億円未満	25	3	1	2	31	81
5千万円以上1億円未満	7	12	5	0	24	29
5千万円未満	15	20	5	5	45	33
計	51	35	11	7	104	49

5-4-3-1-3 予算額と使途の情報公開

また、下記の表 5-16 は表 5-13 使途の情報公開の有無を平成 22 年度における予算額別に示したものである。

なお、予算を平成 22 年度に決定した理由は、110 市のうち 1 市を除く計 109 市の予算を HP にて把握できたからである。

表を見ると、予算額が「100 億円以上 500 億円未満」の市が 85 市と圧倒的に多いことがわかる。

また、予算額が「1000 億円以上」の市は、全て使途の情報公開を行なっている市であり、使途の情報公開を行う割合が 100%と最も高い。

その一方で、予算額が「100 億円未満」の市は使途の情報公開を行う割合は 0%である。

これらのことから、予算額が高ければ高いほど使途の情報公開を行う市が増える傾向にあるといえる。

表 5-16 平成 22 年度における予算額別に見た使途の情報公開の有無

平成22年度予算	使途の情報公開の有無				市数	使徒の情報公開の割合(%)
	公開	非公開	不明	無回答		
1000億円以上	12	0	0	0	12	100
500億円以上1000億円未満	8	2	0	0	10	80
100億円以上500億円未満	32	32	11	10	85	38
100億円未満	0	1	1	0	2	0
不明	0	1	0	0	1	0
計	52	36	12	10	110	47

5-4-3-1-4 家庭ごみ量と使途の情報公開

(1)家庭ごみ量の変化と使途の情報公開

下記の図 5-1～図 5-4 は「使途の情報公開を行う」36 市と「使途の情報公開を行わない」20 市の有料化実施前後における家庭ごみ量の変化をそれぞれ示したものである。

なお、家庭ごみ量は追加アンケート調査の際に聞いた。

これらの表を比較してみると、使途の情報公開を行う 36 市のうち 75%の市において有料化実施前後で家庭ごみ量が減少傾向にあるのに対し、使途の情報公開を行わない市では 20 市のうち 19 市において有料化実施前後の家庭ごみ量がほぼ横ばいで、D 市の 1 市にお

いては有料化実施後家庭ごみ量が増加していることがわかる。

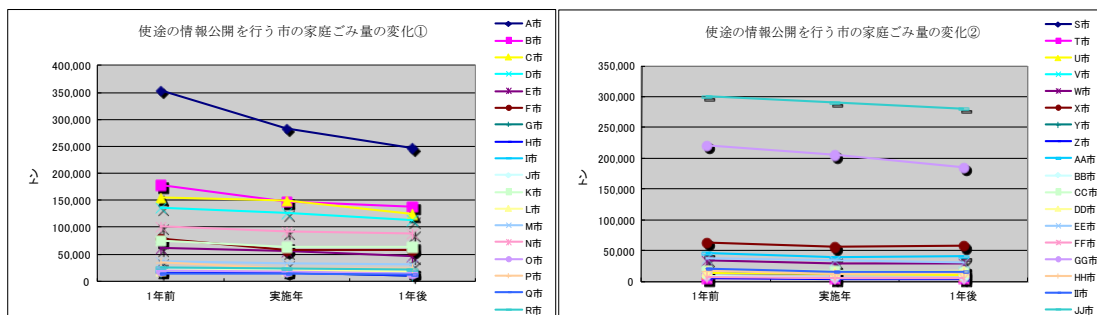


図 5-1 使途の情報公開を行う市の家庭ごみ量の変化①

図 5-2 使途の情報公開を行う市の家庭ごみ量の変化②

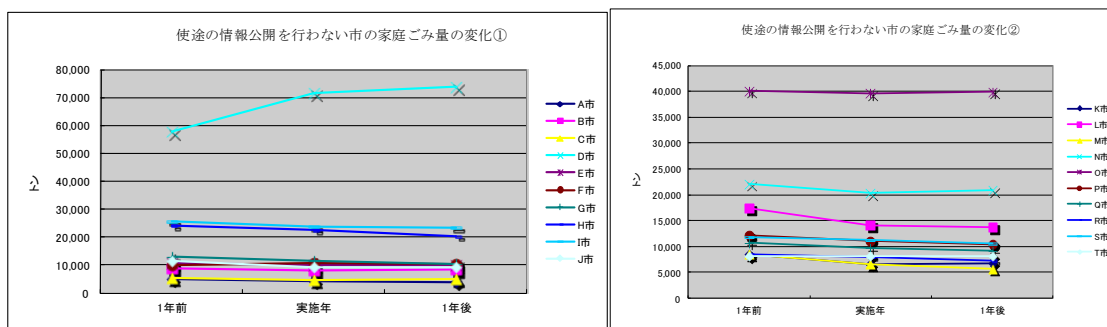


図 5-3 使途の情報公開を行わない市の家庭ごみ量の変化①

図 5-4 使途の情報公開を行わない市の家庭ごみ量の変化②

(2)家庭ごみ量の増加率と使途の情報公開

また、次の表 5-17 は(1)家庭ごみ量の変化と使途の情報公開において示された使途の情報公開を行う 36 市と行わない 20 市の計 56 市の有料化実施前後における家庭ごみ量の増加率をそれぞれプラスの値とマイナスの値に分けたものである。

なお、有料化実施前後における家庭ごみ量の増加率は下記の計算式で求めた。

$$\text{増加率} = \left\{ \frac{1 \text{ 年後の家庭ごみ量} - 1 \text{ 年前の家庭ごみ量}}{1 \text{ 年前の家庭ごみ量}} \right\} \times 100$$

表を見ると、使途の情報公開を行う市も使途の情報公開を行わない市のどちらも増加率の平均値がプラスの値よりもマイナスの値を示す市の方が多いことがわかる。

つまり、どちらも有料化実施後家庭ごみ量が減少する傾向が強いといえる。

表 5-17 有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率がプラスの市とマイナスの市

家庭ごみ量の増加率	使途公開	使途非公開
プラス	1市	2市
マイナス	35市	18市
計	36市	20市

また、次の表 5-18 は表 5-17 において有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率がマイナスの値であった市を示している。

表を見ると、使途の情報公開を行う市において有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率が-10%未満である市は全体の約 91%であるのに対し、使途の情報公開を行わない市は約 61%であった。

表 5-18 有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率 (表 5-17 でマイナスの値であった市について)

増加率	使途公開		使途非公開	
	市数	割合(%)	市数	割合(%)
-10以上	3	8.6	7	38.9
-10未満	32	91.4	11	61.1
計	35	100	18	100

また、表 5-19 は、使途の情報公開を行う市と行わない市それぞれの有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率の平均値を示したものである。

使途の情報公開を行わない市の有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率の平均値が「約-17.6%」であるのに対し、使途の情報公開を行う市は増加率の平均値が「約-10.5%」と、使途の情報公開を行わない市よりも値が低いことがわかる。

つまり、使途の情報公開を行う市の方が行わない市よりも家庭ごみ量の増加率が低く、家庭ごみ量の減少する値が多いことがわかる。

表 5-19 有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率の平均値

増加率の平均値(%)	
使途公開	使途非公開
-17.6	-10.5

なお、家庭ごみ量の増加率と使途の情報公開の有無を検定したところ、P 値は 0.0304 と 5%有意であった。

これらの結果は、有料化自体の減量効果など様々な要因が関係しているが、「使途の情報公開を行う」ということも家庭ごみ量を減少させる 1 つの要因であり、「使途の情報公開を行う」ことは家庭ごみ量の減少に一定の効果を与えると考える。

5-4-3-2 使途の情報公開の方法

下記の表 5-20 は表 5-13 使途の情報公開の有無において「公開」と答えた計 52 市の公開方法を示したもので、「HP」「広報」「説明会」「その他」の 4 つに分かれている。

「その他」の回答を除けば、「広報」と回答した市が 21 市と最も高い値であった。また、次いで「HP」と回答した市が多かった。

表 5-20 使途の情報公開の方法 (表 5-13 で公開と答えた市について)

使途の情報公開の方法 (n=52)			
HP	広報	説明会	その他
19	21	10	21

また、次の表 5-21 は上記の表 5-20 使途の情報公開の方法において「その他」と回答した計 21 市の回答を「予算書・決算書」「情報公開請求」「要望があれば回答」「複数回答」「市役所」「公開方法不明」「その他」の 7 つに分類したものである。

この中では、「情報公開請求」と回答した市が 7 市と最も多く、全体の約 33%の割合を占めた。

また、次いで「予算書・決算書」と回答した市が多かった。

表 5-21 使途の情報公開の方法 (表 5-20 のその他について)

分類	使途の情報公開の方法のその他回答 (n=21)
予算書・決算書 (n=5)	予算書
	予算書
	予算書
	財政課にて予算書が閲覧可 決算書で
情報公開請求 (n=7)	情報公開請求により公開
	情報公開請求
	情報公開請求により閲覧可能
	情報公開請求による閲覧・公開
	情報公開請求 情報公開センターで公開している 行政文書開示請求
要望があれば回答 (n=2)	要望があれば、関係資料を提示または、口答で説明することは可能 公の公開は行なっていないが、問い合わせ等があれば回答している
	大きな方針等については、広報で事業内容として公開。詳細についての照会は個別対応。 本市では、使途をまとめたチラシを作成し、ホームページ上での公開以外にも、窓口への配架や環境関係のイベントへの来場者に対する手渡しを実施している
市役所(n=1)	市役所にて公開
公開方法不明 (n=2)	閲覧
	清掃事業概要にごみ処理手数料として掲載
その他 (n=2)	社会見学
	外部評価委員会

5-4-3-3 使途の情報公開の内容

下記の表 5-22 は表 5-13 使途の情報公開の有無において「公開」と答えた計 52 市のうち無回答であった 4 市を除く計 48 市の使途の情報公開の内容を示したものである。

表をみると「各使途項目の金額」を公開していると答えた市が 30 市と最も多く、次いで「使途の合計金額」という回答が多いことがわかる。

表 5-22 使途の情報公開の内容 (表 5-13 で公開と答えた市について)

使途の情報公開の内容 (n=48)							
使途の合計金額	各使途項目の金額	各使途項目の金額割合	使途項目のみ	各使途の詳細	補助金の団体名	補助金先の決定プロセス	その他
29	30	6	8	6	1	0	5

次の表 5-23 は上記の表 5-22 使途の情報公開の内容において「その他」と回答した計 5 市の使途の情報公開の内容を「予算にて公開」「より細かく公開」「単体で公開」の 3 つに分類したものである。

「予算にて公開」と「単体で公開」と回答した市はそれぞれ 2 市であった。

また、残りの 1 市は使途項目の金額だけでなく、より細かく各事業の金額を記載している「より細かく公開」と回答した。

表 5-23 使途の情報公開の内容 (表 5-22 のその他について)

分類	使途の情報公開の内容のその他回答 (n=5)
予算にて公開 (n=2)	予算書において使途事業を明記している 課全体の予算として
より細かく公開 (n=1)	金額は各使途項目ではなく、より細かく各事業の金額を記載している。各使途の詳細については、代表的な事業の説明も記載している。
単体で公開 (n=2)	ごみ袋の手数料収入額がごみ処理経費に充てられていることがわかるだけ 太陽光発電補助金を 1 キロ 3 万円から 4 万円に拡充した。

5-4-3-4 使途の情報公開を行わない理由

下記の表 5-24 は表 5-13 使途の情報公開の有無において「非公開」と答えた 36 市のうち不明や無回答であった 4 市を除く計 32 市の使途の情報公開を行わない理由を示したものであり、「必要ないため」と回答した市が 16 市と最も多く、2 番目に多かったのは「要請がないため」と答えた 11 市であった。

表 5-24 使途の情報公開を行わない理由 (表 5-13 で非公開と答えた市について)

使途の情報公開を行わない理由 (n=32)			
要請なし	費用がかさむ	不必要	その他
11	1	16	10

5-4-4 今後の課題

5-4-4-1 手数料使途の決定についての今後の課題

次の表 5-25 は手数料使途の決定についての今後の課題を示したものである。

110 市のうち 8 市から回答があり、「事業の見直し」「市民の努力の還元」「手数料の見直し」の 3 つに分類された。

この中では「事業の見直し」と回答した市が 4 市と最も多く、「事業を固定化するのではなく、常に見直していく」や「新たな施策に手数料を充当すべき」などの回答があった。

表 5-25 手数料使途の決定についての今後の課題

分類	手数料使途の決定についての今後の課題 (n=8)
事業の見直し (n=4)	市民還元事業を固定したものと考えてるのではなく、歳入額を考慮しながら、常に見直していく必要がある。
	今後の手数料の使途の決定につきましては、家庭ごみ有料化制度導入当初の方針に従いながらも、本市の廃棄物処理や環境政策の両方の観点から、その時に必要な経費に充当できるように検討していく必要がある。
	今後とも、使途項目に基づき、市民生活に密着した効果的・効率的事業を実施していく必要がある。
	手数料改定による財源を新たな施策に充当することで市民への理解を得ることも検討していくことが必要である。
市民の努力の還元 (n=1)	有料化以降、家庭から出るもえるごみの量は減ったが、指定ごみ袋の価格には反映されていない。市民の努力が、手数料の使途や価格に還元できるしくみができれば、ごみ有料化に対する住民のコンセンサスが得やすい。
手数料の見直し (n=3)	ごみの焼却及び処理に関わる経費（委託を含む）を費用対効果を考慮した適正処理を第一に実施するよう毎年検討している。その上に立って、市民負担となる手数料の見直しをしていくことが必要である。
	手数料使途については、現状のごみ処理施設の維持管理費で妥当であるが、手数料の金額設定については全国的な状況をふまえながら地域に応じた設定を行っていただければならないと思っている。
	今後はごみ処理の広域化を計画していく中で、手数料の統一化を近隣自治体と協議していくことが課題

5-4-4-2 手数料使途の情報公開についての今後の課題

また、下記の表 5-26 は手数料使途の情報公開についての今後の課題を示したものである。

110 市のうち 3 市から回答があり、「使途の周知徹底」「一般会計の難しさ」「掲載上のずれ」の 3 つに分類された。

中には「特定財源にはしていないため、歳出の区別が難しく、市民に説明するさい分かりにくい」という回答があり、一般会計での情報公開の難しさを課題とする市もあった。

表 5-26 手数料使途の情報公開についての今後の課題

分類	手数料使途の情報公開についての今後の課題 (n=3)
使途の周知徹底 (n=1)	今後とも使途につき、積極的に市民の皆様に周知する必要がある。
一般会計の難しさ (n=1)	有料化に伴う歳入については、項目がはっきりしているが、特定財源にはしていないため、歳出の区別が難しく、市民に説明するさい分りにくい。
掲載上のずれ (n=1)	有料化の収支報告として広報で掲載している関係上、事務組合負担金等を含む「塵芥処理経費」を同時に掲載していませんので一部の方（団体）の誤解を招く恐れがある。

5-5 まとめ

5-5-1 審議の情報公開

5-5-1-1 家庭ごみ有料化の審議の情報公開について

・審議資料を「保存かつ閲覧が可能」と答えた市が全体の約 62%と最も高い。また、審議資料を「保存していない」と答えた市が 2 番目に多い。

・審議資料を「保存かつ閲覧が可能」と答えた市の審議資料の閲覧方法として「直接」閲覧すると答えた市が約 51%と最も高い。また、次に多いのは「HP」で閲覧するという回答である。

・また審議資料を「保存しているが閲覧不可能」と答えた市の閲覧不可能の理由は、合併などによる「資料の不備」と回答する市が全体の約 63%と最も高く、制度上閲覧不可やプライバシー保護のため閲覧不可と答える市もあった。

・審議資料を「保存していない」と答えた市の不保存の理由は、「保存期間が超えたため」と答えた市が全体の 64%と最も高く、「合併のため」と答えた市が 2 番目に高い。

5-5-1-2 手数料使途の審議について

・使途内容の使途項目・具体的内容・金額のそれぞれの方針と詳細が「自治体での検討」において決定されたと回答する市が多い。

・使途内容の決定の過程における審議の資料の閲覧が可能であると回答した市は約 69%である。その資料の閲覧方法において「全て閲覧可能」とした市に限ると、使途内容の使途項目と具体的内容の方針では「HP」にて閲覧可能とする市が多く、使途金額の方針では「市役所」にて閲覧可能とする市が多い。また、使途項目と具体的内容の詳細では「情報公開請求」にて閲覧可能とする市が多かった。そして使途金額の詳細では、「市役所」と「情報公開請求」にて閲覧可能とする回答が同数であり、最も多い回答であった。

・使途内容の決定の過程における審議資料を閲覧不可と回答した市の閲覧不可の理由は「資料がない」ためと回答した市が全体の 75%を占め、最も高い割合を示した。

5-5-2 現在の使途の情報公開

- ・現在の使途の情報公開を行うと回答した市は 52 市と全体の約 59%を占め、使途の情報公開を行わないと回答した市数を上回った。
- ・「使途の情報公開を行う」と答えた市の公開方法は、「広報」と答えた市が全体の約 40%と高い値であった。
- ・使途の情報公開の内容としては「各使途項目の金額」を公開していると答えた市が全体の約 63%と最も高い。
- ・「現在の使途の情報公開を行わない」と答えた市の非公開の理由は、「必要ないため」と回答した市が全体の 50%と最も高く、2 番目に多かったのは「要請がないため」という回答であった。
- ・有料化実施前後における家庭ごみ量の変化をみると、使途の情報公開を行う市のうち 75%の市において有料化実施後家庭ごみ量が減少傾向にあるのに対し、使途の情報公開を行わない市では有料化実施前後の家庭ごみ量がほぼ横ばいで、1 市においては有料化実施後家庭ごみ量が増加している。
- ・使途の情報公開を行わない市よりも使途の情報公開を行う市の方が家庭ごみ量の増加率が大きいマイナスの値(-10%未満)を示す市の割合が高い。つまり、使途の情報公開を行う市の方が有料化実施後家庭ごみ量が減少する値が多い傾向にあるといえる。
- ・有料化実施前後における家庭ごみ量の増加率と使途の情報公開の有無を検定したところ、P 値は 0.0304 と 5%有意であった。

5-5-3 使途の情報公開の総合評価

5-5-3-1 使途の情報公開の総合順位

次の表 5-27 は使途の情報公開の総合順位を示している。

なお、現在の使途内容の「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の回答と、その「使途内容の決定の過程」「審議資料の閲覧可否」「審議資料の閲覧方法」と「現在の使途の情報公開の有無」「公開方法」「公開の内容」の 9 項目の結果に基づいて順位を示した。

結果、1 位は 127 点、最下位は-44 点、平均点は約 28 点であった。

なお、採点方法としては以下の 7 つのようにした。

①使途内容

「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の 3 項目のそれぞれについて、1 つの使途項目を 2 点とし、全て無回答の場合は-6 点、使途が不特定の場合は-3 点とし合計を求める。

②使途内容の決定の過程

「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の方針と詳細を各 2 点とし、無回答の場合は「×-2 点」、使途が不特定の場合や議論自体がない場合は「×-1 点」とし合計を求める。なお、方針と詳細の区別が無い場合は各 1 点とする。

つまり、全ての方針と詳細の決定の過程がわかる場合、「 $3 \times 2 \times 2 = 12$ 点」となる。

また、全ての方針の決定の過程はわかるが、使途金額の詳細については議論していないと回答した場合、「 $3 \times 2 + 2 \times 2 + 1 \times (-1) = 9$ 点」となる。

③審議資料の閲覧可否

「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の方針と詳細それぞれの計6つを各1点として計算する。

閲覧可能な場合「 $\times 3$ 点」、その中でも全部閲覧可能な場合さらに「 $\times 2$ 点」、一部を閲覧可能な場合を「 $\times 1$ 点」とする。

そして、閲覧が不可能な場合「 $\times -3$ 点」、議論なしや資料なしの場合「 $\times -2$ 点」とする。

また、無回答や不明の場合は「 $\times -4$ 点」とする。

つまり、使途金額の方針と詳細は閲覧不可だが、その他は全て閲覧可能な場合、「 $2 \times (-3) + 4 \times 3 \times 2 = 18$ 点」となる。

④審議資料の閲覧方法

「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の方針と詳細それぞれの計6つを各1点として計算する。

HPや広報にて閲覧可能な場合「各4点」とし、市役所にてコピーしたものを閲覧可能な場合を「3点」、コピー不可の場合を「2点」、情報公開請求にて閲覧可能な場合を「1点」とし、合計を求める。

なお、無回答や不明の場合は「0点」とする。

⑤現在の使途の情報公開の有無

公開と回答した場合「2点」、非公開と回答した場合「-1点」、無回答や不明の場合は「-2点」とする。

⑥公開方法

HPや広報にて公開する場合「各3点」、説明会や市役所にて公開する場合「各2点」、情報公開請求にて公開する場合や問い合わせがある場合に公開する場合「各1点」とする。

⑦公開の内容

公開の内容は「使途の合計金額」「各使途項目の金額」「各使途項目の金額割合」「使途項目」「各使途の詳細」「補助金の団体名」「補助金先の決定プロセス」「その他」の8項目がある。「使途の合計金額」を「1点」、「各使途項目の金額」を「2点」、「各使途項目の金額割合」を「2点」、「使途項目」を「1点」、「各使途の詳細」を「3点」、「補助金の団体名」と「補助金先の決定プロセス」を「各1点」とする。

なお、「その他」の場合は内容に合わせて振り分ける。

また、公開の内容が複数で全て使途金額についての場合（つまり「使途の合計金額」「各使途項目の金額」「各使途項目の金額割合」のどれか）、1つ1点とし計算していく。

つまり、公開の内容が「使途の合計金額」と「各使途項目の金額」である場合、「 $1 + 1 = 2$ 点」となる。一方で、公開の内容が「各使途項目の金額」と「使途項目」である場合、「 $2 + 1 = 3$ 点」となる。

表 5-27 使途の情報公開の総合順位

使途の情報公開の総合順位 (n=110)											
順位	番号	総合評価点	順位	番号	総合評価点	順位	番号	総合評価点	順位	番号	総合評価点
1	101	127	29	28	59	56	79	20	84	133	-7
2	47	119	30	33	57	58	17	17	86	35	-8
3	1	115	31	130	53	59	57	11	86	36	-8
4	3	111	32	83	50	59	117	11	86	80	-8
4	154	111	32	140	50	61	12	10	89	30	-13
6	135	106	34	123	48	61	31	10	89	118	-13
7	53	101	35	127	47	63	134	7	91	72	-14
8	96	97	35	55	47	64	107	6	91	22	-14
8	97	97	37	150	43	64	136	6	93	27	-16
10	4	95	38	5	41	66	115	5	94	106	-19
10	18	95	38	73	41	66	126	5	95	129	-20
12	45	93	38	144	41	66	137	5	96	116	-23
13	14	90	41	29	39	69	141	4	96	121	-23
14	8	88	41	146	39	70	38	3	98	119	-25
14	44	88	41	153	39	70	52	3	99	11	-26
16	48	86	44	65	37	72	68	2	99	51	-26
16	74	86	44	95	37	73	76	1	101	103	-28
18	59	84	46	64	35	74	54	0	102	111	-33
19	21	82	47	112	33	74	142	0	103	25	-34
20	50	81	47	114	33	76	62	-1	103	128	-34
21	41	80	49	15	32	76	67	-1	105	10	-35
22	16	79	49	138	32	76	125	-1	106	71	-43
23	102	77	51	9	30	76	148	-1	106	92	-43
24	122	75	52	61	28	80	113	-2	106	104	-43
25	78	72	53	56	27	80	151	-2	109	6	-44
25	147	72	54	49	26	82	84	-4	109	124	-44
27	149	67	54	75	26	83	88	-5			
28	40	60	56	13	20	84	66	-7			

また、次の表 5-28 と表 5-29 は上記の計 110 市の 9 項目の評価点を総合順位の順にそれぞれ示している。

表 5-28 各市の項目別評価点①

項目別評価点① (n=55)											
順位	番号	総合評価点	使途内容			使途内容の 決定の過程	審議資料の 閲覧可否	審議資料の 閲覧方法	使途の情報 公開の有無	公開方法	公開の内容
			使途項目	具体的内容	金額						
1	101	127	16	16	16	12	36	24	2	3	2
2	47	119	14	14	14	12	36	24	2	3	0
3	1	115	12	12	12	12	36	24	2	3	2
4	3	111	14	14	14	12	36	12	2	5	2
4	154	111	12	12	12	12	36	19	2	4	2
6	135	106	30	30	30	12	-12	—	2	8	6
7	53	101	10	10	10	12	36	12	2	1	8
8	96	97	8	8	8	12	36	15	2	6	2
8	97	97	8	8	8	12	36	15	2	6	2
10	4	95	10	10	10	12	36	12	2	2	1
10	18	95	6	6	6	12	36	18	2	3	6
12	45	93	6	6	6	12	36	21	2	3	1
13	14	90	14	10	14	12	9	24	2	3	2
14	8	88	4	4	4	12	36	21	2	3	2
14	44	88	4	4	4	12	36	18	2	6	2
16	48	86	8	8	8	12	36	6	2	4	2
16	74	86	2	2	2	12	36	24	2	3	3
18	59	84	8	8	8	12	33	6	2	1	6
19	21	82	12	10	12	12	18	6	2	1	9
20	50	81	8	8	8	12	18	21	2	2	2
21	41	80	6	6	6	12	36	6	2	5	1
22	16	79	6	6	6	12	36	6	2	3	2
23	102	77	8	8	8	12	36	6	-1	—	—
24	122	75	4	2	2	12	36	12	2	3	2
25	78	72	10	10	10	4	-4	24	2	9	7
25	147	72	2	2	2	12	36	12	2	2	2
27	149	67	2	2	2	12	18	24	2	3	2
28	40	60	6	6	4	12	6	18	2	3	3
29	28	59	8	8	8	12	18	6	-1	—	—
30	33	57	2	2	0	12	36	6	-1	—	—
31	130	53	2	2	2	-12	36	12	2	5	4
32	83	50	8	8	8	12	8	—	2	3	1
32	140	50	2	2	2	12	9	18	2	1	2
34	123	48	6	6	6	12	6	6	2	1	3
35	127	47	2	2	2	12	18	12	-1	—	—
35	55	47	2	2	2	12	18	6	2	2	1
37	150	43	6	6	6	12	-9	18	2	1	1
38	5	41	2	2	2	12	18	6	-1	—	—
38	73	41	2	2	2	12	6	12	2	1	2
38	144	41	2	2	2	12	16	—	2	3	2
41	29	39	4	4	4	12	16	—	-1	—	—
41	146	39	4	4	4	12	16	—	-1	—	—
41	153	39	2	2	0	12	16	—	2	3	2
44	65	37	4	4	0	12	9	9	-1	—	—
44	95	37	2	2	2	12	9	6	2	1	1
46	64	35	6	6	6	12	0	6	-1	—	—
47	112	33	2	2	2	12	16	—	-1	—	—
47	114	33	2	2	2	12	16	—	-1	—	—
49	15	32	2	2	2	12	9	6	-1	—	—
49	138	32	2	2	2	12	16	—	-2	—	—
51	9	30	6	6	6	12	-12	—	2	8	2
52	61	28	4	4	4	-8	16	—	2	5	1
53	56	27	10	8	0	-12	16	—	2	2	1
54	49	26	10	10	10	3	-12	—	2	2	1
54	75	26	2	2	2	12	-9	18	-1	—	—

表 5-29 各市の項目別評価点②

順位	番号	総合評価点	項目別評価点② (n=55)								
			使途内容			使途内容の 決定の過程	審議資料の 閲覧可否	審議資料の 閲覧方法	使途の情報公 開の有無	公開方法	公開の内容
			使途項目	具体的内容	金額						
56	13	20	10	10	10	-6	-12	—	2	3	3
56	79	20	8	8	8	12	-24	—	2	6	0
58	17	17	2	2	2	12	×	—	-1	—	—
59	57	11	6	6	6	12	-18	—	-1	—	—
59	117	11	8	8	8	12	-24	—	-1	—	—
61	12	10	4	4	4	12	-12	—	-2	—	—
61	31	10	4	4	4	12	-12	—	-2	—	—
63	134	7	2	2	2	12	-12	—	2	-1	0
64	107	6	2	2	2	12	-18	—	2	2	2
64	136	6	2	2	2	8	-12	—	2	1	1
66	115	5	2	2	2	12	-12	—	-1	—	—
66	126	5	-3			-6	16	—	-2	—	—
66	137	5	2	2	2	12	-18	—	2	2	1
69	141	4	8	8	8	6	-24	—	-2	—	—
70	38	3	-6			-12	15	7	-1	—	—
70	52	3	4	4	4	12	-24	—	2	-1	2
72	68	2	2	2	2	12	-24	—	2	6	0
73	76	1	6	6	2	12	-24	—	-1	—	—
74	54	0	6	2	6	12	-24	—	-2	—	—
74	142	0	2	2	2	12	-24	—	2	3	1
76	62	-1	2	2	2	12	-18	—	-1	—	—
76	67	-1	2	2	2	12	-18	—	-1	—	—
76	125	-1	4	4	4	12	-24	—	-1	—	—
76	148	-1	2	2	2	12	-18	—	-1	—	—
80	113	-2	2	2	0	12	-24	—	2	3	1
80	151	-2	6	4	6	8	-24	—	-2	—	—
82	84	-4	2	2	2	3	-12	—	-1	—	—
83	88	-5	2	2	0	4	-12	—	-1	—	—
84	66	-7	4	4	4	-6	-12	—	-1	—	—
84	133	-7	2	2	2	12	-24	—	-1	—	—
86	35	-8	2	2	2	12	-24	—	-2	—	—
86	36	-8	2	2	2	12	-24	—	-2	—	—
86	80	-8	2	2	2	12	-24	—	-2	—	—
89	30	-13	2	2	2	-6	-12	—	-1	—	—
89	118	-13	2	2	2	6	-24	—	-1	—	—
91	72	-14	2	2	2	6	-24	—	-2	—	—
91	22	-14	4	4	4	-12	-12	—	-2	—	—
93	27	-16	8	6	8	-12	-24	—	-2	—	—
94	106	-19	2	2	2	-6	-18	—	-1	—	—
95	129	-20	4	4	4	-6	-24	—	-2	—	—
96	116	-23	-3			-6	-12	—	-2	—	—
96	121	-23	-3			-6	-12	—	-2	—	—
98	119	-25	2	2	2	-6	-24	—	-1	—	—
99	11	-26	6	6	0	-12	-24	—	-2	—	—
99	51	-26	2	2	2	-6	-24	—	-2	—	—
101	103	-28	3	3	3	-12	-24	—	-1	—	—
102	111	-33	2	2	0	-12	-24	—	-1	—	—
103	25	-34	2	2	0	-12	-24	—	-2	—	—
103	128	-34	2	2	0	-12	-24	—	-2	—	—
105	10	-35	-6			-12	-24	—	2	3	2
106	71	-43	-6			-12	-24	—	-1	—	—
106	92	-43	-6			-12	-24	—	-1	—	—
106	104	-43	-6			-12	-24	—	-1	—	—
109	6	-44	-6			-12	-24	0	-2	—	—
109	124	-44	-6			-12	-24	—	-2	—	—

5-5-3-2 使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率

次の表 5-30 は、5-5-3-1 使途の情報公開の総合順位において示された 110 市のうち、5-4-3-1-4 家庭ごみ量と使途の情報公開の(2)家庭ごみ量の増加率と使途の情報公開において示された計 56 市の使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率をそれぞれ表したものである。

表 5-30 用途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率

各市の総合評価点と家庭ごみ量の増加率 (n=56)					
番号	総合評価点	増加率(%)	番号	総合評価点	増加率(%)
1	115	-30.6	66	-7	-0.9
3	111	-25.7	73	41	20.0
4	95	-24.5	74	86	-23.1
5	41	-26.1	76	1	-9.1
9	30	-35.5	83	50	-22.1
10	-35	-37.4	84	-4	-20.4
13	20	-15.8	88	-5	-21.2
14	90	-16.3	92	-43	-21.0
16	79	-11.6	95	37	-3.8
17	17	-3.9	96	97	-16.0
21	82	-14.6	101	127	-19.4
28	59	-2.7	102	77	-33.2
30	-13	27.5	103	-28	-5.1
41	80	-11.2	112	33	-0.6
44	88	-14.7	113	-2	-12.6
45	93	-12.8	117	11	-14.3
47	119	-23.0	118	-13	-15.4
48	86	-27.9	119	-25	-14.4
50	81	-34.5	122	75	-6.7
52	3	-13.3	123	48	-19.2
53	101	-13.6	134	7	-9.6
56	27	-20.0	135	106	-17.0
57	11	-8.7	136	6	-14.4
59	84	-21.7	137	5	-18.2
61	28	-11.6	144	41	-11.1
62	-1	5.1	146	39	-11.1
64	35	-19.3	150	43	-11.7
65	37	-15.9	153	39	-33.9

また、用途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の散布図を図 5-5 に示した。

この図から用途の情報公開の総合評価点が高いほど、家庭ごみ量の増加率は低く、ごみ減量の傾向が認められるといえる。

また、用途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の 2 項目において、検定したところ、相関係数は-0.2756 であり、P 値は 0.0199 と 5%有意であった。

したがって、両者の間には統計的に有意な関連が認められる。

また、図 5-6 のように用途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の 2 項目において回帰分析をしたところ、式は「 $y=-0.0739x-11.9315$ 」であり、右肩下がりの直線を示した。

このことから、用途の情報公開の総合評価点(x)の値が高いほど、家庭ごみ量の増加率(y)が低くなることがわかる。

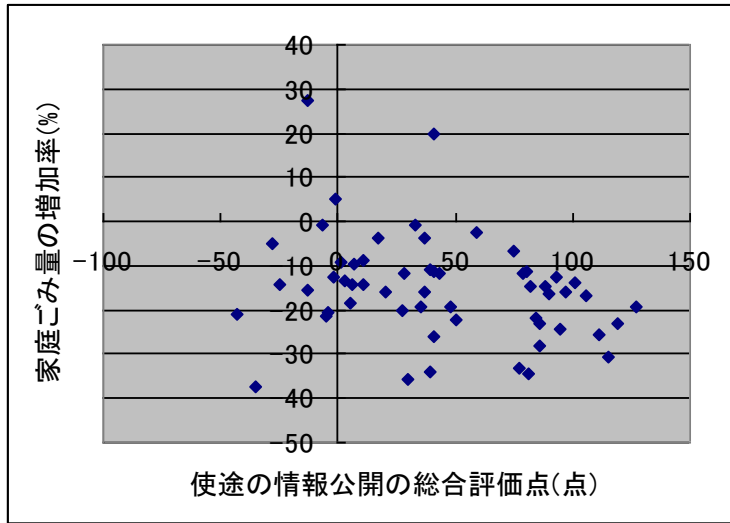


図 5-5 用途の情報公開の総合評価点(横軸)と家庭ごみ量の増加率(縦軸：%)の散布図

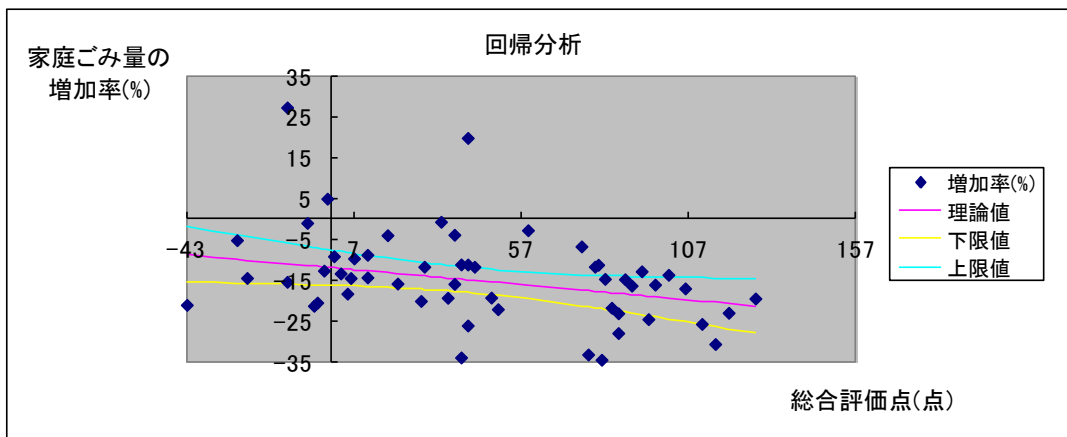


図 5-6 用途の情報公開の総合評価点(横軸)と家庭ごみ量の増加率(縦軸：%)の回帰直線

第六章
結論

第六章 結論

6-1 本研究の目的に対する結論

本研究の目的は、以下の2点である。

目的1：家庭ごみ有料化の手数料使用の実態を把握すること。

目的2：家庭ごみ有料化の手数料使用の情報公開を把握すること。

これらの目的についての結論を以下に述べる。

6-1-1 家庭ごみ有料化の手数料使用の実態の把握

本研究の目的1に対応する家庭ごみ有料化の手数料使用の実態を把握することについての結果を以下に示す。

6-1-1-1 会計方法

・調査対象市の約99%の計109市が家庭ごみ有料化における手数料収入を「一般会計」として計上している。

・会計方法で一般会計と答えた109市の中で、一般会計の中でも枠を設けて使用を限定する「特別な一般会計」を行っていると答えた市が79市であり全体の約72%である。

・「特別な一般会計」の名称としては、大まかには「特別財源化」「ごみ関連」「基金」「環境保全対策事業」「複数回答」の5つの項目に分かれ、名称をごみ処理手数料や清掃費などの「ごみ関連」と答えた市が75%と最も多い。

6-1-1-2 家庭ごみ有料化の手数料使用

・使用項目は「ごみ収集・処理費用」という回答が88個と最も多く、次いで「有料化実施費用」の回答が多かった。

・使用項目の種類は、「継続」と回答した使用項目が全体の約58%の割合を占め、「新規」と回答した使用項目は全体の約32%の割合を占めた。

・「継続」と回答した使用項目の事業費の変化は「増加」という回答が最も多く、全体の約50%の割合を占めている。

・使用項目の事業費に対する家庭ごみ有料化における手数料収入の割合を「一部」と回答した使用項目は全体の約61%を占めた。 また、「一部」と回答した家庭ごみ有料化における手数料収入の割合の最大値は「約99%」とほぼ100%に近く、最小値は「0.0008%」とごくわずかであった。なお、平均値は30.4%であった。

・説明会での使用説明と現在の使用内容を比較すると、現在の使用内容の方がより詳細になっている「詳細」と回答した市が全体の約48%と最も多い回答であった。

6-1-2 家庭ごみ有料化の手数料使途の情報公開の把握

本研究の目的2に対応する家庭ごみ有料化の手数料使途の情報公開を把握することについての結果を以下に示す。

6-1-2-1 現在の使途の公開

- ・現在の使途の情報公開を行うと回答した市は52市と全体の約59%を占め、使途の情報公開を行わないと回答した市数を上回った。
- ・「使途の情報公開を行う」と答えた市の公開方法は、「広報」と答えた市が全体の約40%と高い値であった。
- ・使途の情報公開の内容としては「各使途項目の金額」を公開していると答えた市が全体の約63%と最も高い。
- ・「現在の使途の情報公開を行わない」と答えた市の非公開の理由は、「必要ないため」と回答した市が全体の50%と最も高く、2番目に多かったのは「要請がないため」という回答であった。
- ・有料化実施前後における家庭ごみ量の変化をみると、使途の情報公開を行う市のうち約75%の市において有料化実施後家庭ごみ量が減少傾向にあるのに対し、使途の情報公開を行わない市では有料化実施前後の家庭ごみ量がほぼ横ばいで、1市においては有料化実施後家庭ごみ量が増加している。
- ・使途の情報公開の有無と家庭ごみ量の増加率を見ると、使途の情報公開を行う市の方が家庭ごみ量の増加率が大きいマイナスの値(-10%未満)を示す市の割合が高く、有料化実施後家庭ごみ量が減少する傾向が強いといえる。
- ・有料化実施前後における家庭ごみ量の増加率と使途の情報公開の有無を検定したところ、P値は0.0304と5%有意であり、両者に統計的に有意な関連が認められた。

6-1-2-2 使途内容の決定の過程の公開

- ・使途内容の使途項目・具体的内容・金額のそれぞれの方針と詳細が「自治体での検討」において決定されたと回答する市が多い。
- ・使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧が可能であると回答した市は約69%である。
- ・使途内容の決定の過程における審議資料の閲覧方法において、使途項目と具体的内容の方針では「HP」にて全て閲覧可能とする市が多く、使途金額の方針では「市役所」にて全て閲覧可能とする市が多い。また、使途項目と具体的内容の詳細では「情報公開請求」にて全て閲覧可能とする市が多い。そして使途金額の詳細では、「市役所」と「情報公開請求」にて全て閲覧可能とする回答が同数であり、最も多い回答である。
- ・使途内容の決定の過程における審議資料を閲覧不可と回答した市の閲覧不可の理由は「資料がない」ためと回答した市が全体の75%を占め、最も高い割合を示した。

6-1-2-3 使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の関係

・現在の使途内容の「使途項目」「具体的内容」「使途金額」の回答と、その「使途内容の決定の過程」「審議資料の閲覧可否」「審議資料の閲覧方法」と「現在の使途の情報公開の有無」「公開方法」「公開の内容」の9項目の結果を基に総合順位をつけたところ、1位は127点、最下位は-44点、平均点は約28点であった。

・使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の散布図を見ると、使途の情報公開の総合評価点が高いほど、家庭ごみ量の増加率は低く、ごみ減量の傾向が認められた。

・使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の2項目において検定したところ、両者の相関係数は-0.2756であり、P値は0.0199と5%有意であった。したがって、両者の間には統計的に有意な関連が認められた。

・使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の2項目において回帰分析をしたところ、回帰式は「 $y=-0.0739x-11.9315$ 」であり、右肩下がりの直線を示した。つまり、使途の情報公開の総合評価点(x)の値が高いほど、家庭ごみ量の増加率(y)が高くなることがわかる。

6-2 研究全体を通しての考察

家庭ごみ有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率を「使途の情報公開を行う市」と「使途の情報公開を行わない市」で見たとところ、どちらも家庭ごみ量の増加率はプラスの値よりマイナスの値を示す割合が高かった。

しかし、使途の情報公開を行わない市よりも使途の情報公開を行う市の方が家庭ごみ量の増加率が大きいマイナスの値(-10%未満)を示す市の割合が高い。

つまり、使途の情報公開を行わない市よりも使途の情報公開を行う市の方が有料化実施後家庭ごみ量が減少する値が多い傾向にあるといえる。

なお、家庭ごみ有料化実施前後での家庭ごみ量の増加率と使途の情報公開の有無の2項目において検定したところ、P値は0.0304と5%有意であった。

したがって、「使途の情報公開を行う」ことは家庭ごみ量の減少に一定の効果を与えると考えられる。

また、使途の情報公開の総合評価点と家庭ごみ量の増加率の2項目において検定したところ、両者の相関係数は-0.2756であり、P値は0.0199と5%有意であった。

このことから、使途の情報公開の程度とごみ減量は相関関係にあり、使途の情報公開の質が高いほど、ごみ減量の傾向が強いと考える。

つまり、「使途の情報公開」の質を上げることは、有料化の最大の目的である「ごみ減量」の実現のための1つの有効な手段といえる。

6-3 今後の課題

本研究では対象市を有料化施行時期が過去5年間（2005～2009）である計155市に限定して調査を行った。

しかし、より詳細な有料化手数料使途の実態を把握するためには、全ての市あるいは町村も含めた大規模な調査をする必要がある。

そして、本研究の調査では「合併により資料が不明」と回答する市が多くみられた。

そのため、合併前の事柄については合併前の市や町に対して別途調査をする必要がある。

また、詳細な使途の情報公開を把握するためには、より一般的な情報公開との関係性を見る必要がある。